

茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。第 7 条において同じ。）の影響により事業活動又は日常生活に支障を生じた者に対し利子補給金及び補助金を交付する事業を行うため、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、次に掲げる事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じているため融資を受けた者に対し、当該融資に係る利子補給を行う事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の必要を生じたため融資を受けた者に対し、当該融資に係る信用保証料の補助及び利子補給を行う事業

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動又は日常生活に支障を生じた者に対し利子補給金及び補助金を交付する事業を行うために、茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金を設置するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会	茅ヶ崎西浜駐車場跡地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内
-------------------	---	-------

を

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会	茅ヶ崎西浜駐車場跡地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内
茅ヶ崎第 1 駐車場用地貸付事業者選定委員会	茅ヶ崎第 1 駐車場の用地を貸し付ける事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6 人以内

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会委員の項の次に次のように加える。

茅ヶ崎第1駐車場用地貸付事業者 選定委員会委員	日額	10,000円
----------------------------	----	---------

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎第1駐車場の用地を貸し付ける事業者の選定に関する事項について、専門的判断を求め、及び広く意見を聴取するため提案する。

茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市市税条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条中「においては」を「には」に改める。

第16条第2項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第24条の2第1項の表(1)の項において「収益事業」という。）」を加える。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第24条の2第1項の表(1)の項オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第25条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第26条の2第1項中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条第2項を削る。

第33条第3項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第35条の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第49条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第49条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第51条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第51条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が第49条の4の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第70条第2項中「一本」を「1本」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第70条第4項中「製造たばこの重量」を「製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量」に改める。

第72条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第74条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第74条第1項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

附則第1条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第3条中第17項を第18項とし、第10項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第7条、附則第9条、附則第11条、附則第16条第1項、附則第22条、附則第23条及び附則第25条中「又は法」を「又は」に改める。

別表特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項中「平成27年1月1日から令和2年12月31日まで」を「令和3年1月1日から令和7年12月31日まで」に改める。

第2条 茅ヶ崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第70条第2項中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、茅ヶ崎市市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項中「附則第1項第3号」を「附則第1項第2号」に改め、同項を附則第4項とする。

(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和2年茅ヶ崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中「附則第3条第17項」を「附則第3条第18項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中茅ヶ崎市市税条例第70条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第12項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中茅ヶ崎市市税条例第17条第1項第2号、第25条の3及び第26条の2第1項ただし書、同条例附則第1条の2並びに別表の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条及び附則第13項の規定 令和3年10月1日

(4) 第1条中茅ヶ崎市市税条例第13条、第16条第2項、第24条の2第1項の表及び第2項の改正規定並びに附則第6項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第25条の3及び第26条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。
- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 7 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年

度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 新条例第49条の4の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

10 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

12 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

13 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることとするとともに、市民税を非課税とする者に未婚のひとり親を加える等のため提案する。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成10年茅ヶ崎市条例第7号）附則第4項
- (2) 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例（昭和47年茅ヶ崎市条例第15号）附則第3項
- (3) 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年茅ヶ崎市条例第10号）附則第4項

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の本則各号に掲げる規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に鑑み、規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市駐車場条例（昭和 57 年茅ヶ崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「茅ヶ崎第 1 駐車場、」を削る。

第 10 条を次のように改める。

（駐車することができる車両）

第 10 条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する準中型自動車（車両総重量が 5,000 キログラム未満のもの及び最大積載量が 3,000 キログラム未満のものに限る。）及び同条に規定する普通自動車とする。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

(1) 茅ヶ崎第 2 駐車場、茅ヶ崎第 3 駐車場及び茅ヶ崎第 4 駐車場 車両 1 台につき 30 分までごとに 100 円（24 時間までごとに 1,010 円を限度とする。）

(2) 東海岸南自動車駐車場 別表第 3 に定める額

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

第 15 条ただし書中「又は定期駐車券」を削り、同条を第 14 条とする。

第 16 条を削り、第 17 条を第 15 条とし、第 18 条を第 16 条とし、第 19 条を第 17 条とする。

別表第 1 茅ヶ崎第 1 駐車場の項を削る。

別表第 2 中

茅ヶ崎第 1 駐車場	普通自動車等	午前 0 時から午後 12 時まで	午前 0 時から
	普通自動車等以外の車両		午前 6 時から
	茅ヶ崎第 2 駐車場		午前 8 時から

茅ヶ崎第3駐車場		
茅ヶ崎第4駐車場		

ら午後12時まで	「 を	茅ヶ崎第2駐車場	午前0時から午後12時ま
ら午後12時まで		茅ヶ崎第3駐車場	
ら午後11時まで		茅ヶ崎第4駐車場	

で	午前8時から午後11時まで
---	---------------

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

駐車時期等の区分		単位	金額
夏期以外の期間		1台1回	520円
夏期の平日	午後2時前の入場の場合		1,040円
	午後2時以後の入場の場合		520円
夏期の休日	午後2時前の入場の場合		1,570円
	午後2時以後の入場の場合		730円

備考 1 「夏期」とは、別表第2備考に規定する夏期をいう。

2 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の日をいう。

別表第4を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、本市の財政状況に鑑み、茅ヶ崎第1駐車場を廃止し、同駐車場の用地を民間の事業者へ貸し付けるため提案する。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年茅ヶ崎市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため提案する。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成 13 年茅ヶ崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表茅ヶ崎市小和田児童クラブの項中「茅ヶ崎市小和田三丁目 10 番 1 号」を「茅ヶ崎市小和田三丁目 2 番 44 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 6 日から施行する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市 長 佐 藤 光

提案理由

本案は、（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設の完成に伴い、仮移転していた茅ヶ崎市小和田児童クラブを同施設に移転するため提案する。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市営住宅条例（平成 9 年茅ヶ崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。
別表の 1 の表松林住宅の項の次に次のように加える。

小和田住宅	茅ヶ崎市小和田三丁目 401 番 3 及び 4
-------	-------------------------

別表の 2 の表に次のように加える。

小和田住宅集会所	茅ヶ崎市小和田三丁目 401 番 3 及び 4
----------	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行により設置される小和田住宅の入居者の決定及び入居者の家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎市営住宅条例の例により行うことができる。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、市営住宅として小和田住宅を設置するとともに、共同施設として小和田住宅集会所を設置するため提案する。

茅ヶ崎市総合計画

茅ヶ崎市総合計画は、次に定めるところによる。

第1 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

社会が成熟するとともに、人口減少の本格化や少子高齢化の進行、深刻化する地球温暖化、大規模な自然災害の多発等、多くの新たな課題が顕在化しています。こうした課題に対応し、次代に責任を果たすことで、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、将来の都市像を次のとおり定めます。

笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、海や河川・丘陵等の恵まれた自然と、様々な都市機能が程よく近接した、ちょうど良いバランスが保たれたまちです。こうした環境の下、先人たちが築き上げた歴史や市民が創る文化、寛容な風土はまちの大きな魅力であり、これまで多くの人を惹きつけてきました。

一方、人口構造の変化等、まちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした中でも、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちであり続けるためには何をなすべきか、知恵を出し合い、手を取り合ってまちづくりを進めていく必要があります。

自然の恵みや心地よい暮らし、そこで培われた歴史や文化、風土を大切に守りながら、未来に向かって新たな魅力の創出に挑戦し続けるため、全ての人の人権が尊重され、誰もが自らの力を発揮し、時には支え合い、時には高め合い、共に暮らすことができるまちを創っていきます。

第2 目標年次

令和3(2021)年度を初年度とするこの総合計画の目標年次は、令和12(2030)年度とします。

第3 将来の都市構造

海岸や河川、丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっており、こうした豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指す

とともに、生物多様性を保全します。

茅ヶ崎駅、辻堂駅西口及び香川駅等の周辺は、「都市拠点」として位置付け、都市機能の集約を促進します。さらに、浜見平地区は、「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置付け、機能の拡充を図ります。

幹線道路網の整備については、東西方向及び南北方向の幹線道路網を格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。また、国道 134 号は「広域交流軸」として位置付け、沿岸部にある様々な交流を育む場をつなぎます。あわせて環状道路の整備やバリアフリー化を進め、環境に配慮しつつ、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

また、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺の市街地は、商業・サービスなどの都市機能の集積を図るとともに、周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら、住宅地、工業・業務地、自然地に類型化された土地利用の下、良好な市街地の形成を目指します。

第 4 行政運営の基本姿勢

将来の都市像の実現に向け、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するための行動指針として、行政運営の基本姿勢を次のとおり定めます。

1 未来創造への挑戦

(1) 変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上を図ります。

(2) 質の高い行政サービスの提供

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるに当たり、全ての市民が、安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業との協働、周辺自治体等との連携により、質の高い行政サービスの提供に努めます。

(3) 未来に責任を持つ行政経営

厳しい財政状況が見込まれる中においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、客観的なデータなどの証拠に基づく政策の立案や、事業の見直しや重点化を図るなど、本市が将来にわたって持続可能なまちであり

続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

2 市民との関係の深化

(1) 市民との双方向のコミュニケーション

積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。

また、様々な主体との対話や交流の場を充実させ、市民主体のまちづくりを推進します。

(2) 市民が力を発揮できる社会の構築

人口減少や少子高齢化の更なる進展等、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

第5 政策目標

将来の都市像の実現に向けて長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として、次のとおり政策目標を定めます。

1 政策目標 1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

(1) 2030年のありたい姿

妊娠期、出産期、乳幼児期から学齢期を経て、子どもたちが成長する過程で、全ての子どもと保護者がライフステージに応じた支援を受けることができます。加えて、地域の見守りをはじめとする、多様な主体で子育てを支える仕組みが構築されており、安心して子どもを産み育てることができる環境の中で、子どもが希望を持って健やかに成長しています。

また、様々な学びの機会を通じて学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが学び合い、育ち合い、その成長を支え合う教育環境が整っています。子どもたちが多様性を認め合いながら共に学び、共に育つ共生社会の担い手として、より良い社会や人生を切り拓いていくための「生きる力」が育まれています。

(2) 取組の方向性

ア 子ども・若者・子育て支援の充実

(ア) 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。

(イ) 子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない

支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくります。

(ウ) 行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てを支援します。

(エ) 多様化する保育ニーズに対応するため、将来の需要を見据えて保育の場の確保に努めるとともに、保育サービスや放課後支援等の充実を図ります。

(オ) 保育の質の向上を図るため、保育士の負担が軽減されるよう保育環境を充実するとともに、保育士の資質・専門性の向上に向けた人材育成を推進します。

(カ) 子ども・若者が抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りにされることがないように、地域の中で安心して過ごすことができる環境づくりを推進します。

イ 未来を^{ひら}く力を育む教育の推進

(ア) 社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域の様々な資源を教育に活用し、多様な人との出会いや様々な体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体を育みます。

(イ) 共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の能力や特性を踏まえた上で、子どもが共に学び合い、支え合うことを目指す教育（インクルーシブ教育）を推進します。

(ウ) 児童・生徒一人一人に向き合い、きめ細かな教育活動が行えるよう、教職員が本来の業務に専念できる環境づくりを推進します。

(エ) 教育の質の向上を目指し、適正な人材の確保や、教職員の資質向上に努めます。

(オ) 児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、健やかに成長することができる環境を整備します。

2 政策目標 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

(1) 2030年のありたい姿

地域経済を担う市内事業者の活発な事業活動や、地域特性を生かしたにぎわいの創出に向けた取組、農地や漁港の持つ多面的な機能を生かした取組、自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光振興の取組等により、まちは市内外から訪れる人でにぎわい、様々な交流が生まれることで、活力に

満ちています。

また、多様な主体が連携・協力することで、誰もが働きやすい環境が整うとともに、働く場や創業の機会が増え、年齢や性別、障がいや国籍等に左右されず、それぞれのライフスタイルに応じた、自分らしい働き方、生き方を実現できています。

これらにより、「まち」の魅力、「ひと」の力を効果的に生かしたビジネスの創造や雇用の創出、多様な働き方への対応が進み、地域経済の好循環を実現しています。

(2) 取組の方向性

ア 地域経済の活性化

(ア) 市内事業者の活発な事業活動を促進するため、安定した経営基盤の整備について、事業者の状況の変化に応じて、多様な主体と連携した速やかな支援を実施するとともに、生産者、事業者、消費者等の交流の機会を充実することなどにより、新たな価値の創出を目指します。

(イ) 創業前から成長期に至るまで、関係機関と連携して継続した支援を実施することにより、創業しやすい環境整備に取り組みます。

(ウ) 農地の維持が困難となっている農業や、漁獲量が減少し続けている水産業の振興のため、関係機関をはじめ様々な主体と連携し、本市にとって最適な農水産業維持の手法を確立します。また、競争力向上の追及や農水産業の中心的な担い手への支援、消費者と生産者との更なる関係構築強化を目指します。

(エ) 地域の稼ぐ力と魅力の向上を促進するため、地元産品等のブランディング化や観光振興団体等が行う様々なイベントの実施により、地域資源を最大限に生かしたまちなか観光の充実を図ります。

(オ) 効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を図り、地域が持続的に発展していくための観光振興に取り組みます。

(カ) 市内外から多くの人に訪れてもらえるよう、様々な施設等を拠点としたにぎわいの創出を目指します。

イ 多様な働き方と働く場の創出

(ア) ライフスタイルが多様化する中、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの確保等、それぞれのライフステージにあわせた働き方を選択できるよう、市内事業者や関係機関等との連携強化や企業支援等を通して、労働環境の充実を図ります。

- (イ) 女性・若者・高齢者・障がい者等の活躍推進へ、多様な働き手のニーズに対応した情報提供や就職の機会の実現に向けた支援を実施します。

3 政策目標 3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

(1) 2030 年のありたい姿

地域において、様々な困難を抱える市民に対し、多様な主体の連携による分野横断的な支援体制が構築され、それぞれのライフステージに応じた居場所づくりや健康づくり、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組まれることで、年齢や経済状況、障がいのあるなしなどにかかわらず、一人一人が地域の一員として健康で心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、保険制度の安定的な運営等、生活におけるセーフティネットが充実しているとともに、安心して医療や介護を受けることができる地域の体制が整っており、誰もが住み慣れた地域において生涯にわたり健やかな人生を送っています。

(2) 取組の方向性

ア 支え合う地域共生社会の実現

- (ア) 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域福祉の担い手の育成に取り組み、地域の主体的な福祉活動を支援するとともに、地域における信頼や絆^{きずな}を育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

- (イ) 高齢者がいつまでも健やかに生活できるよう、それぞれの健康状態に応じた支援の充実を図るとともに、地域における多様な居場所づくりへの支援や活躍の場づくりなど、社会参加の機会を創出し、充実したセカンドライフを送ることができる環境を整備します。

- (ウ) 障がいのあるなしにかかわらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしい生活を送ることができるよう、それぞれの能力や特性に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、地域における障がいへの理解を深め、居場所や活躍の場づくりなど、社会参画の機会を創出します。

イ 保健衛生・医療体制の充実

- (ア) 地域のネットワークをはじめとする社会関係資本を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対

策を推進します。

(イ) 公衆衛生の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。

(ウ) 市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。

(エ) 高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携及び役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

ウ 社会保障制度の適正な運営

(ア) 生活困窮者の生活安定と自立に向け、支援を実施します。

(イ) 介護保険や国民健康保険等の適正な運営に努め、誰もが安心して暮らすことのできるセーフティネットの充実を図ります。

4 政策目標 4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

(1) 2030 年のありたい姿

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、希望に沿った学びや交流の機会を得ることができ、生きがいを持って暮らしています。加えて、一人一人が学んだ知識や技術を社会生活に生かすことのできる場や機会があり、地域において多様な人が活躍しています。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動に親しむとともに、地域の歴史や伝統の継承、国内外の都市との交流をはじめとする様々な交流が盛んに行われており、市民は心豊かに暮らしを楽しんでいます。

こうした、様々な交流を通して、国籍・人種・ジェンダー・世代・宗教・習慣等を問わず、誰もが地域社会の一員としてお互いを受け入れ、認め合うまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

(ア) 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた知識や技術を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する機会を創出します。

(イ) 人や物、自然、歴史、文化等の様々な資源を生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び合い育ち合う社会教育を推進します。

(ウ) 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を活用

し、地域文化の創造を促進します。

- (エ) 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。

イ 多様性を認め、尊重し合う社会の実現

- (ア) 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を醸成するため、様々な都市やそこに暮らす人々と交流する機会を創出します。
- (イ) 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。
- (ウ) 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

5 政策目標 5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

(1) 2030年のありたい姿

豊かな自然環境を保全し、環境負荷を低減する暮らしや事業活動が営まれ、生物多様性が維持されています。丘陵地域だけでなく、市街地においても、農地や社寺林、屋敷林、公園緑地等のみどりがあることによって、自然と共生する環境が残されています。

また、海岸や里山、歴史的に価値のある建造物等、自然環境や歴史・文化的環境と市街地環境が調和した、茅ヶ崎らしい景観が保全・活用されるとともに、公園や公共下水道等の生活インフラが計画的に整備・維持管理されるなど、自然と共存した心地よい生活空間を創生するまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 自然環境の保全

- (ア) 海岸や河川、里山のみどりなど、豊かな自然環境を保全・活用し、次代へと継承します。

- (イ) 生物多様性を維持し、次代へ継承するため、多様な主体と連携して、生きものの生息・生育状況の把握やその維持を図るとともに、活動の担い手づくりを推進します。

イ 環境負荷の低減

(ア) 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するとともに、発生したごみの適正な処理を行います。

(イ) 環境負荷が少ない、持続可能な社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用等、地球温暖化・気候変動対策を推進します。

ウ 心地よい生活環境の形成

(ア) 自然や歴史、文化等、茅ヶ崎の風土から培われた様々な資源を生かした、魅力的な景観の保全・活用・形成を図るとともに、次代へと継承します。

(イ) 身近にあるみどりに触れ合うことで、心豊かな生活を送ることができるよう、公園や緑地の計画的な整備や地域に合った管理運営に努めます。

(ウ) 誰もが心地よく暮らせるよう、空き家や空き地の発生抑制や適正な管理を推進するなど、地域の良い住環境を確保するための取組を推進します。

(エ) 良質な生活環境を確保するとともに、河川や海等の公共用水域の水質を保全するため、公共下水道汚水施設等を計画的に整備・維持管理・更新し、下水の適正処理を推進します。

6 政策目標 6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

(1) 2030年のありたい姿

市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という認識の下、日頃より災害に備えた取組を積極的に進めるとともに、地域住民が互いに助け合う高い防災意識が醸成され、充実した防災活動が行われています。

自然災害等の危機事態が発生しても、社会インフラや行政機能等の社会機能が維持される「強さ」と、迅速な復旧・復興を図ることのできる「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会が構築されています。個人、自主防災組織、行政等の各主体が互いの役割を理解し合い、補完し合う協力連携体制が整っており、誰もが安心して暮らしています。

また、災害の規模・種別に応じ、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が構築されています。

暮らしを脅かす犯罪や交通事故の未然防止に向けては、多様な主体の連携による意識啓発等の取組が進められていることにより、市民一人一人に主体的な問題として捉える意識が醸成されています。日頃、誰にでも起こり得る

様々な不安や悩みを持つ市民が、その時代のニーズに対応した市民相談、消費生活相談等を気軽に利用する機会を持つことができることで、誰もが安全で安心な生活を送っています。

(2) 取組の方向性

ア 防災・減災対策の推進

(ア) 住民の生命と財産を災害から守るため、公助として防災対策の充実に努めつつ、社会全体の防災意識の向上を図り、住民の自発的な防災活動の促進と自主防災組織等の実践的かつ効果的な活動の支援に取り組みます。

(イ) 関係機関と連携し、災害等の危機事態の発生に備えた取組を進め、危機事態に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えることで災害対応を含めた危機事態への対応力の強化に取り組みます。

(ウ) 河川、公共下水道施設、道路、橋りょうなど、防災機能を有する施設の計画的な整備・維持管理や防災空間の整備、建築物の耐震化等により、恒久的に災害に強いまちづくりを目指します。

(エ) 大規模災害から速やかに復旧・復興できるよう、平時から関係機関等との連携体制を整備します。

イ 消防・救急体制の構築

(ア) 人口減少や高齢化の進展等による社会の変化に対応し、効果的かつ効率的な消防業務を行うため、職員の人材育成や他の自治体との連携により強固な体制を構築するとともに、消防団等との連携・協力体制を強化し、総合的な消防力の向上を図ります。

(イ) 火災予防に関する積極的な情報発信や、救命に関する技術や知識を習得する機会を提供することで、防火・救命に関する市民の理解と意識の向上を促進し、まち全体の消防・救急体制の強化を図ります。

ウ 暮らしの安全・安心の確保

(ア) 子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、犯罪や交通事故等の状況に応じて、その被害を未然に防止するための啓発活動等の内容の充実を図るとともに、市民が抱える複雑化、多様化する不安や悩みに対し、解決に向けた相談の充実を図ります。

7 政策目標 7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

(1) 2030年のありたい姿

海岸や里山等の自然環境と、住宅地や商業地等の市街地が適正に配置され、それぞれの特性を生かした都市づくりが行われることにより、茅ヶ崎市の魅力が引き出された機能的な都市空間が形成されています。

また、幹線道路や環状道路等の道路網は計画的に整備・維持管理され、安全で快適な道路交通基盤が確保されるとともに、地域の特性を踏まえた様々な移動環境や歩行空間により、人々が安心して気軽に外出できる都市づくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 機能的な都市空間の形成

(ア) 地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を誘導し、自然環境と市街地環境の調和がとれた都市づくりを推進します。

(イ) 様々な機能が集約した利便性の高い都市拠点の形成を促進するとともに、居心地のよい空間の形成を目指します。

(ウ) 今後、人口減少の進行が想定される中、将来にわたって都市機能を維持していくため、効率的な既存ストックの利活用や維持管理・更新を推進します。

イ 利便性の高い移動環境の形成

(ア) 誰もが快適に移動できるようユニバーサルデザインに配慮した、より利便性が高く、歩きたい、出掛けたいと思える空間づくりを推進します。

(イ) 日常生活や地域間における移動の利便性向上、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路を主とした幹線道路、環状道路やそれを補完する幹線市道等の計画的な整備・維持管理に努めます。

(ウ) 多様化する移動のニーズなどを踏まえ、新たな移動手段や持続可能な公共交通のあり方を検討し、様々な移動手段を選択できる環境づくりを推進します。

8 将来都市像の実現に向けた行政経営

(1) 2030年のありたい姿

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、市民と行政がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担と強い信頼関係の下、情報の共有と対話が活発に行われ、市民主体のまちづくりが進められています。人口構成が大きく変化する中、効果的な情報発信によって茅ヶ崎市に対する認知・関心・共感が高

まり、幅広い世代の定住が促進され、多世代が共生しているまちになっています。

また、民間活力の活用や先進的な ICT を取り入れた業務の効率化、公共施設の適正なマネジメント、職員の資質向上に向けた取組が推進され、質の高いサービスが提供されています。一方で、解決すべき課題の優先順位を明確にし、事業の重点化等により適正な資源配分の実施と、財源の確保に向けた取組の推進により、将来の世代に責任を果たすことができるような健全な財政運営が行われています。

(2) 取組の方向性

ア 市民主体のまちづくりの推進

- (ア) 誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。
- (イ) 市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。
- (ウ) 様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

イ 行政運営の基盤の確保

- (ア) 質の高い行政サービスに向けて、民間活力の積極的な活用や先進的な ICT による行政事務のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上を図ることにより、多様な市民ニーズに迅速に対応します。
- (イ) 社会が成熟する中、単一の自治体だけでは解決が難しい新たな課題も発生していることを踏まえ、周辺自治体をはじめとした他の自治体と連携を強化し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、効果的かつ効率的にサービスを提供します。
- (ウ) 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共建築物を総合的に把握し、老朽化に伴う施設の更新需要に計画的に対応します。
- (エ) 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、視野を広げて柔軟に対応することができるよう、政策形成能力や課題解決能力、コミュニケーション能力、危機管理意識の醸成等、職員の資質向上や組織づくりに努めます。
- (オ) 職員一人一人が仕事にやりがいと誇りを持ち、持てる力を最大限発揮できる組織体制及び職場環境の整備に努めます。

- (カ) 定住・転入を促進し、持続可能なまちづくりを目指すため、市民や事業者等と一体となって連携・協働し、まちの魅力の情報発信を推進します。

ウ 財政の健全性の確保

- (ア) 限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用するため、取組の優先順位や成果を見定め、選択と集中の観点から適正な資源配分に努めます。
- (イ) 今後、更に厳しい財政状況が予測される中、財政の健全性をしっかりと確保し、将来の世代に過度な負担を先送りしない持続可能な基礎自治体としてあり続けるために、中長期的な視点に立った計画的な財政健全化対策を推進します。
- (ウ) 独自性を持った自治体経営を行うため、まちの特性や地域資源、環境等を見極め、新たな財源の創出に努めます。

令和２年９月１日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、平成２１年１２月１７日に議決された茅ヶ崎市総合計画基本構想が令和２年度をもって目標年次を迎えることを機に、茅ヶ崎市自治基本条例第１８条第１項に基づく政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を定めるため、茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例第２条の規定により提案する。

和解について

次のとおり和解する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金680,114円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和2年1月9日午前9時18分頃、高座郡寒川町宮山116番地1先において、健康増進課職員が運転する軽自動車、車線変更をした際に、後方から直進してきた相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 359,689,000円
- 4 竣工期限 令和4年2月28日
- 5 契約の相手方 鴻池・亀井特定建設工事共同企業体

代表者 神奈川県横浜市中区住吉町四丁目45番地1

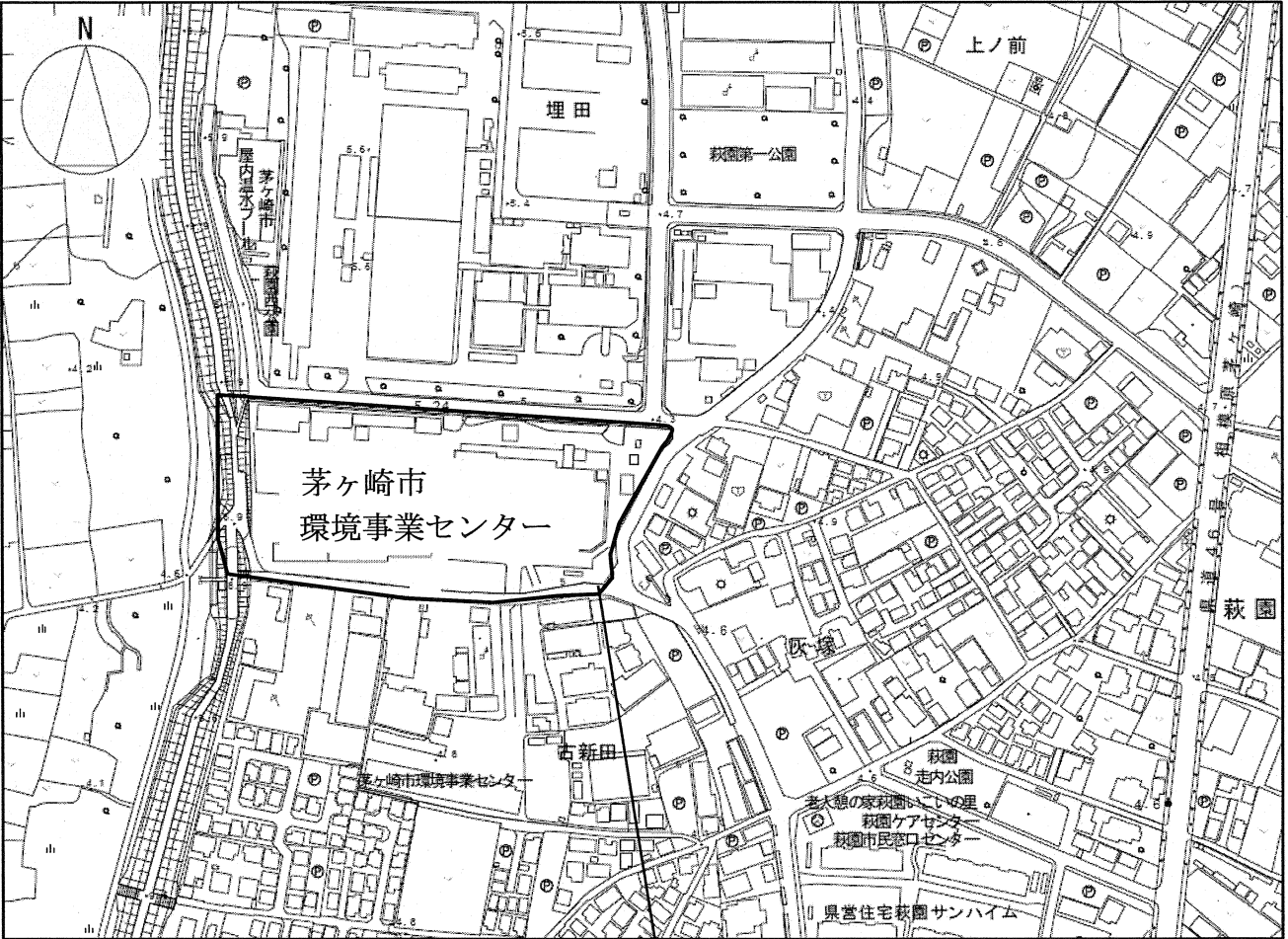
株式会社鴻池組横浜支店

支店長 小田 垣 智 幸

提案理由

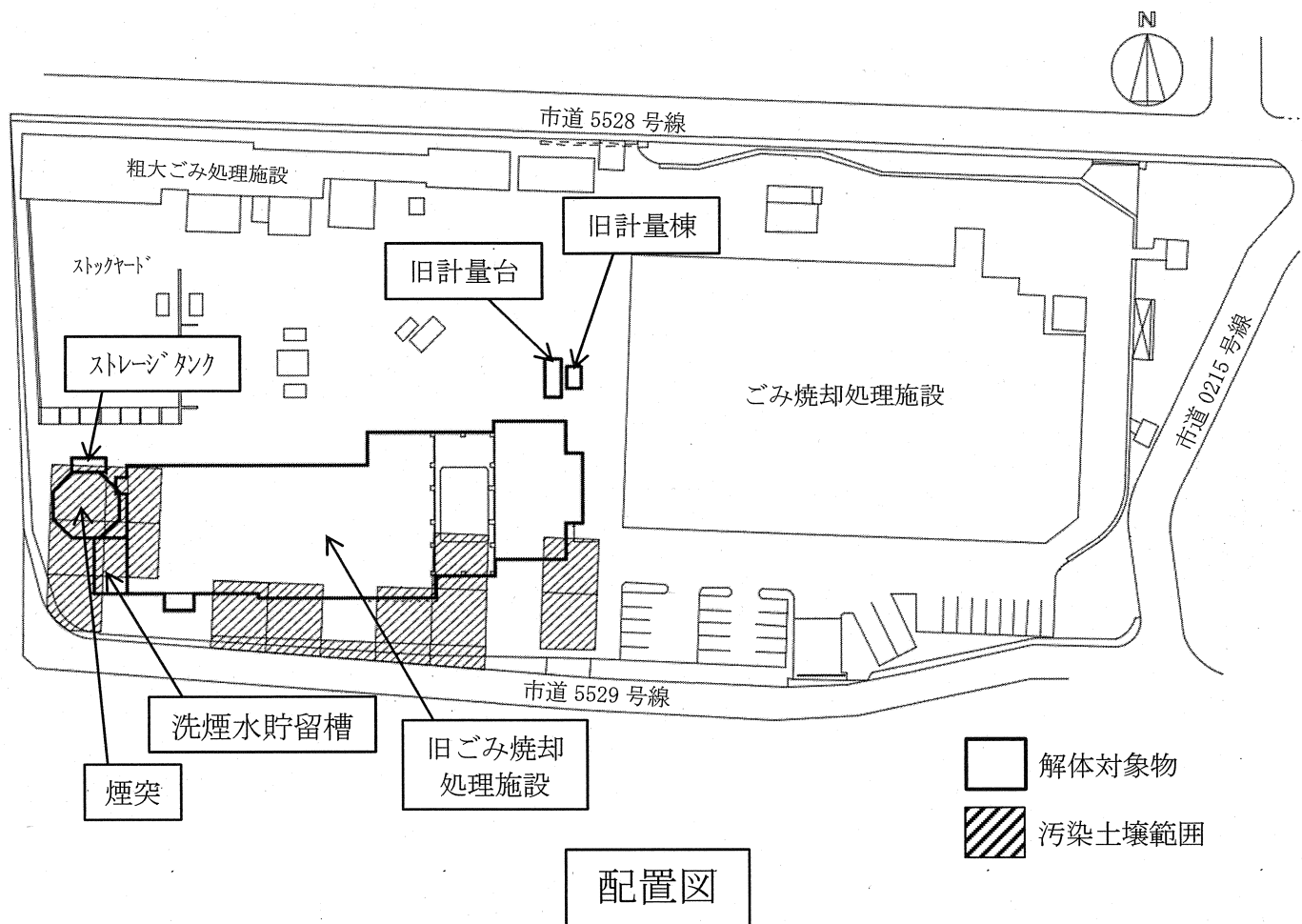
本案は、環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事



工事場所：茅ヶ崎市萩園 8 3 6 番地

案内図



工事名称

環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事

工事概要

地下部解体工事 一式
汚染土壌処理工事 一式

解体対象物

旧ごみ焼却処理施設、旧計量棟、旧計量台、煙突、ストレージタンク、洗煙水貯留槽
(いずれも地下部躯体、基礎、杭の解体。建築物の1階床より上は解体済み。)
構内外構(舗装、擁壁、植栽の撤去、解体。)

汚染土壌

汚染土壌の対象物質 ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ダイオキシン類
汚染土壌の数量 2,216.76 m³

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市小出児童クラブ
茅ヶ崎市香川児童クラブ
茅ヶ崎市香川第2児童クラブ
茅ヶ崎市円蔵児童クラブ |
| 2 | 施設 の 種 類 | 児童クラブ |
| 3 | 指定管理者の名称 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関 口 昌 太 朗 |
| 4 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（第1ブロック）の指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 施設の種類 | 茅ヶ崎市松林児童クラブ
茅ヶ崎市小和田児童クラブ
茅ヶ崎市室田児童クラブ |
| 2 | 施設の種別 | 児童クラブ |
| 3 | 指定管理者の名称 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関 口 昌 太 朗 |
| 4 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（第2ブロック）の指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 施設の種類 | 茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ
茅ヶ崎市梅田児童クラブ
茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ
茅ヶ崎市今宿児童クラブ
茅ヶ崎市今宿・鶴嶺児童クラブ
茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ |
| 2 | 施設の種別 | 児童クラブ |
| 3 | 指定管理者の名称 | 神奈川県茅ヶ崎市元町4番10号 元町ビル3階
特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会
理事長 炭田 裕美 |
| 4 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（第3ブロック）の指定管理者に特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 施設の種類 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ
茅ヶ崎市西浜児童クラブ
茅ヶ崎市柳島児童クラブ
茅ヶ崎市東海岸児童クラブ |
| 2 | 施設の種別 | 児童クラブ |
| 3 | 指定管理者の名称 | 神奈川県茅ヶ崎市元町4番10号 元町ビル3階
特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会
理事長 炭田 裕美 |
| 4 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（第4ブロック）の指定管理者に特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 茅ヶ崎市松浪児童クラブ
茅ヶ崎市松浪第2児童クラブ
茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ
茅ヶ崎市浜須賀第2児童クラブ
茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ
茅ヶ崎市汐見台児童クラブ |
| 2 施設 の 種 類 | 児童クラブ |
| 3 指定管理者の名称 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス太新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関 口 昌 太 朗 |
| 4 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（第5ブロック）の指定管理者にシダックス太新東ヒューマンサービス株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,942,892,420	3,557,413,247	1,157,745,460
議会の議決による処分数額	600,065,225	0	△ 1,073,262,933
減債積立金の積立	0	0	△ 405,244,591
建設改良積立金の積立	0	0	△ 67,953,117
資本金への組入	600,065,225	0	△ 600,065,225
処分後残高	15,542,957,645	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 84,482,527

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

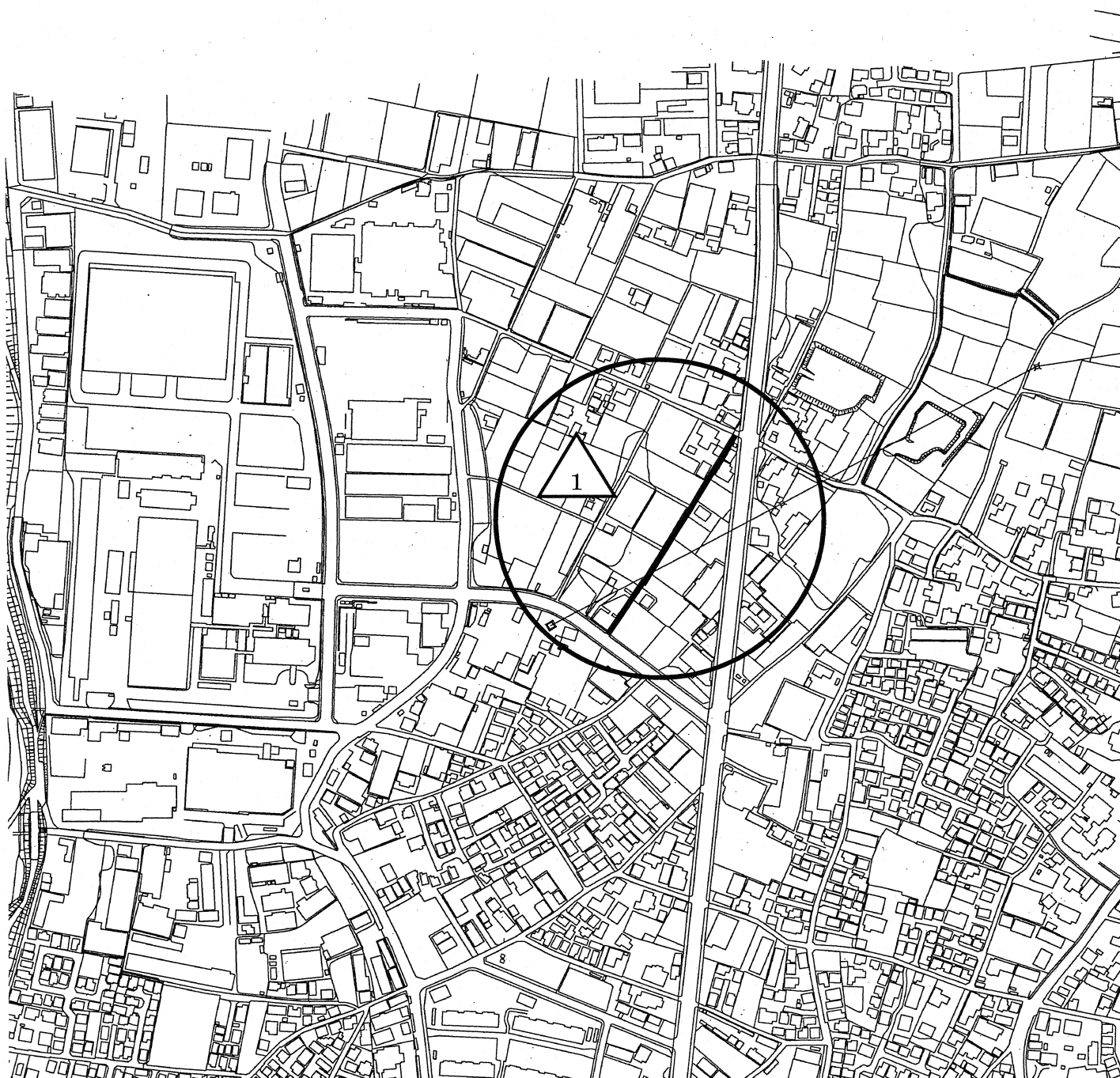
茅ヶ崎市長 佐藤 光

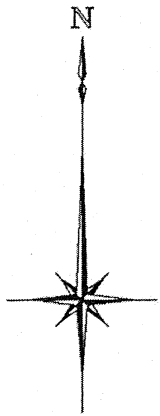
整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5518号線	萩園字上ノ前 666番1地先	萩園字上ノ前 766番地先	m 186.95	m 1.82

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図





議案第115号の1資料

略 図

整理番号 **1** 5518号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

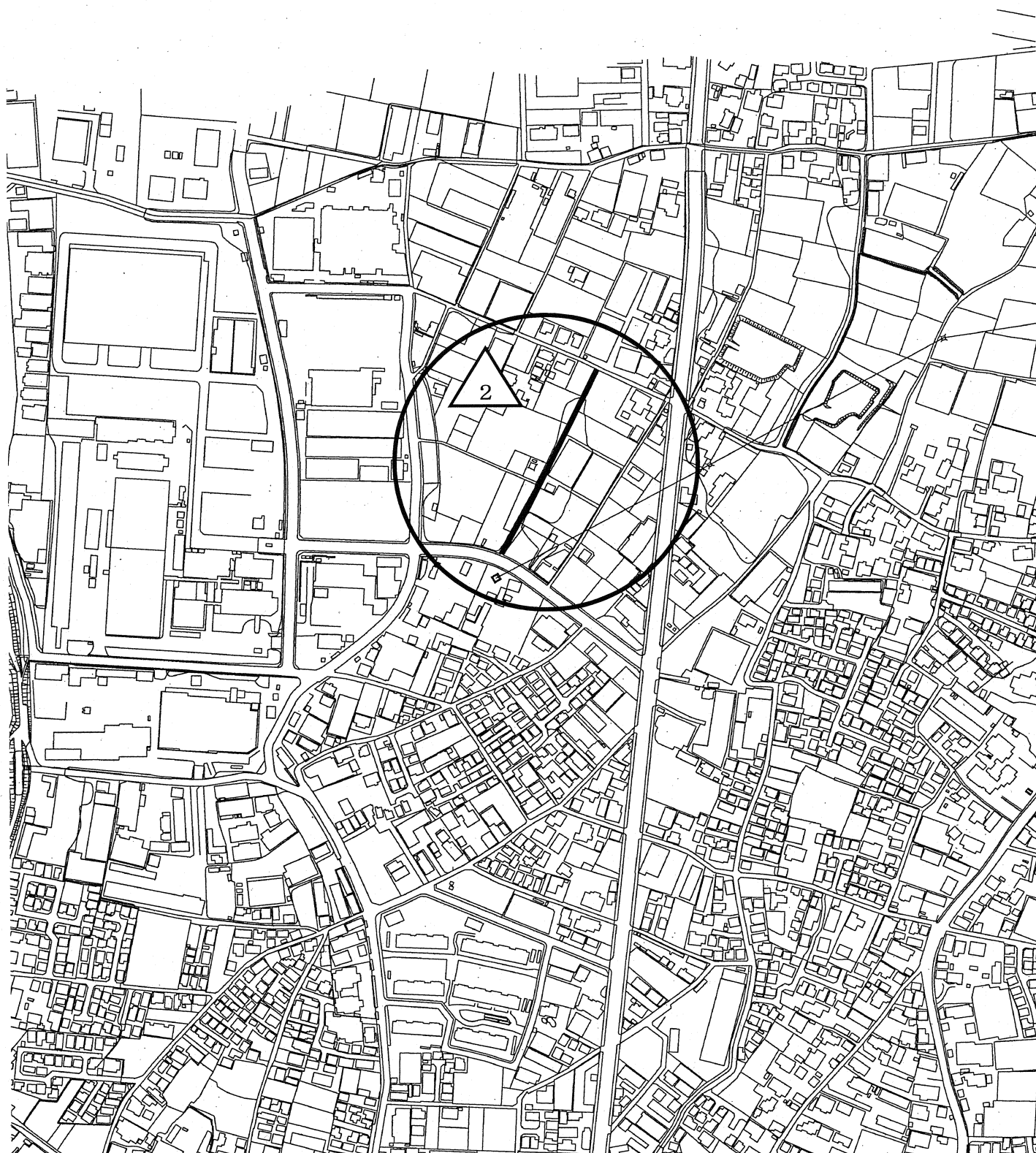
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

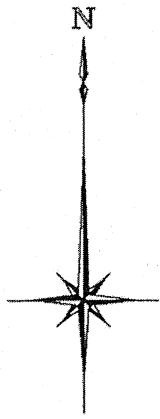
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5 5 1 9 号 線	萩 園 字 上 ノ 前 7 8 7 番 地 先	萩 園 字 上 ノ 前 7 5 8 番 地 先	m 179.24	m 2.73

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する。

案 内 図





議案第115号の2資料

略 図

整理番号 **△2** 5519号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

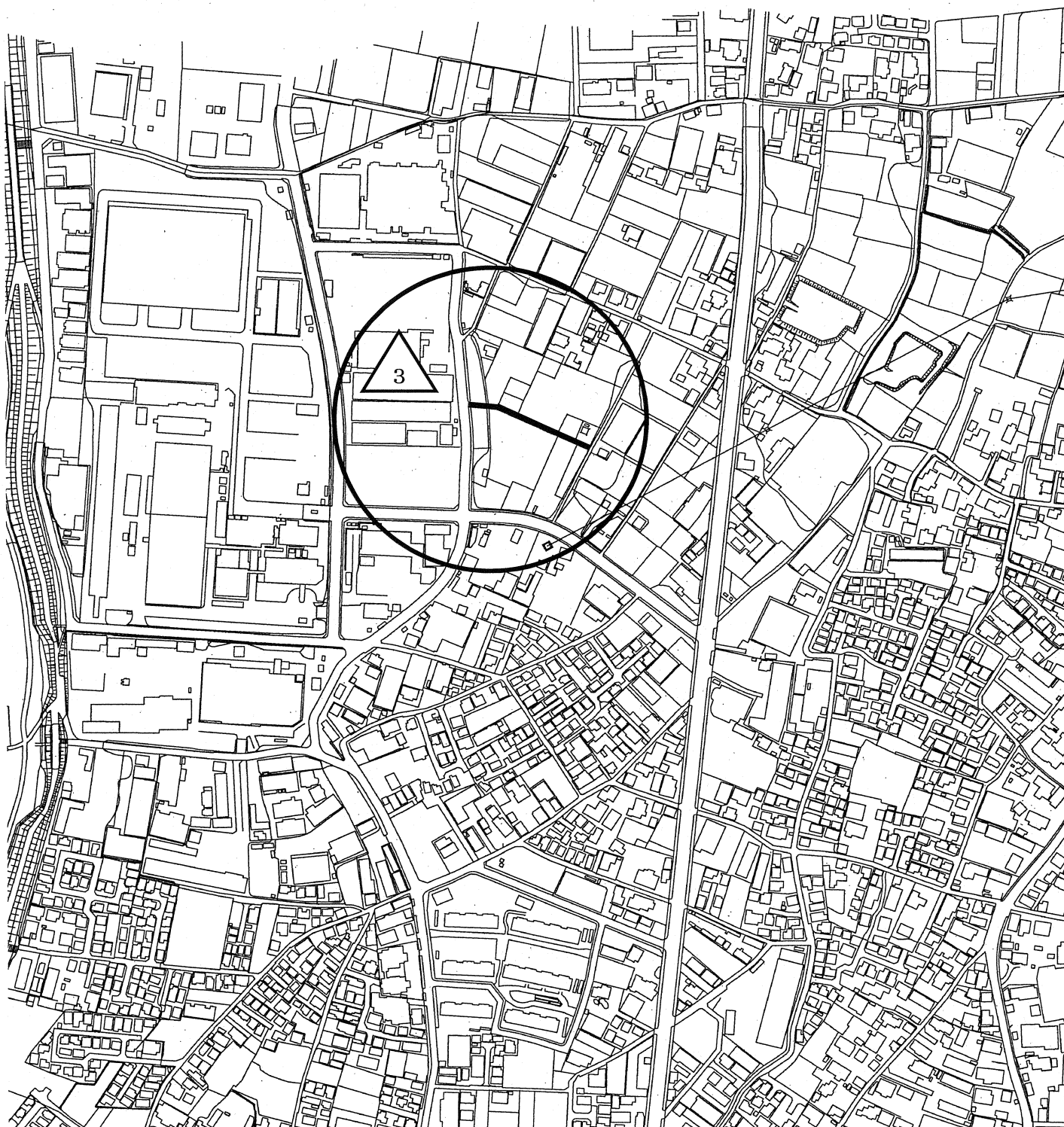
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

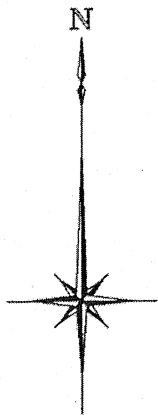
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5 5 2 0 号 線	萩 園 字 上 ノ 前 7 9 1 番 地 先	萩 園 字 上 ノ 前 8 1 0 番 地 先	m 108.26	m 2.73

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する。

案内図





略 図

整理番号  3 5520号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

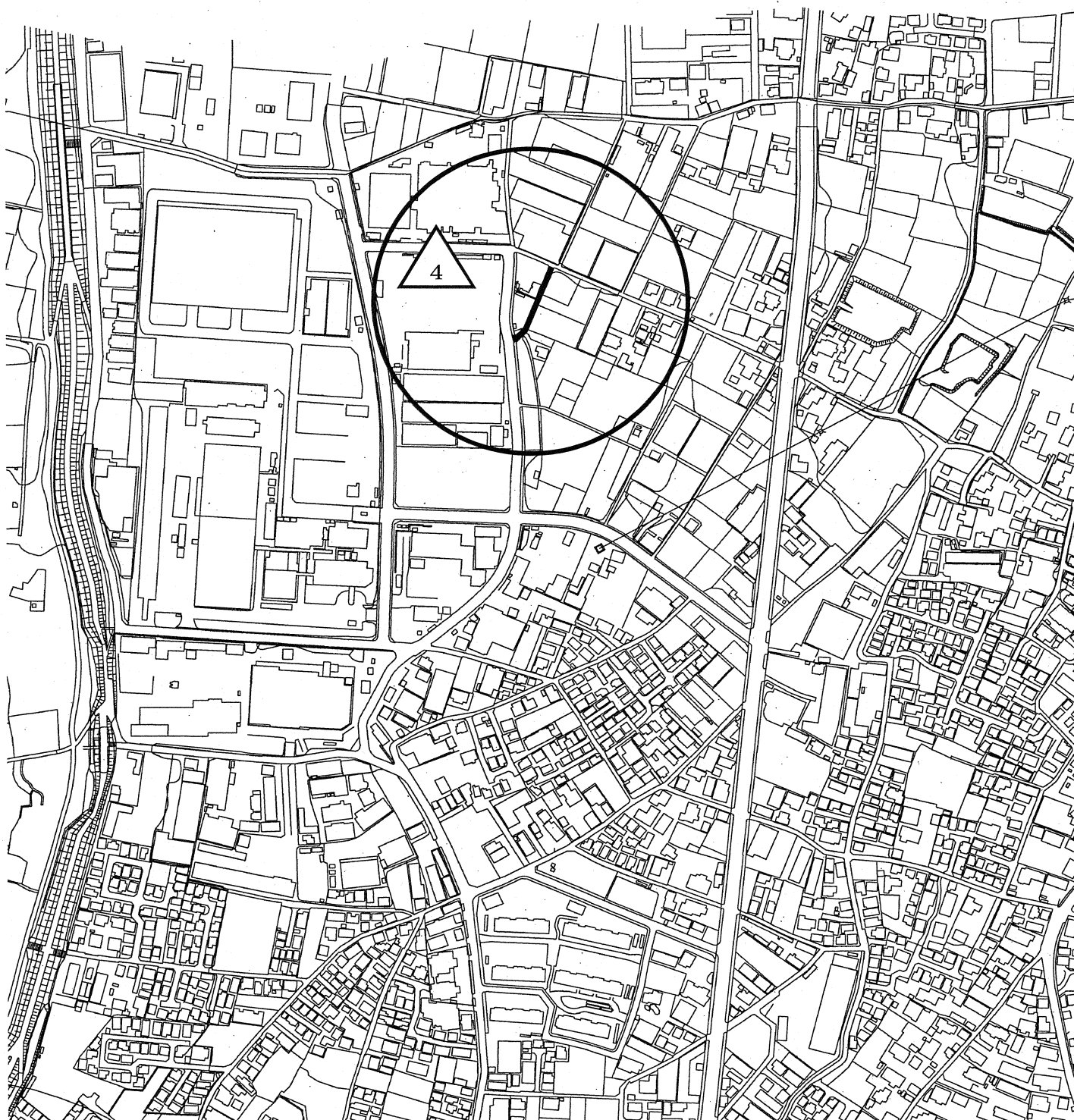
茅ヶ崎市長 佐藤 光

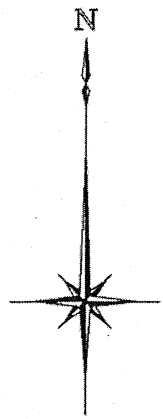
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5 5 2 1 号 線	萩 園 字 埋 田 9 1 2 番 3 地 先	萩 園 字 上 ノ 前 7 7 6 番 2 地 先	m 69.91	m 2.73

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図





略 図

整理番号  4 5521号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

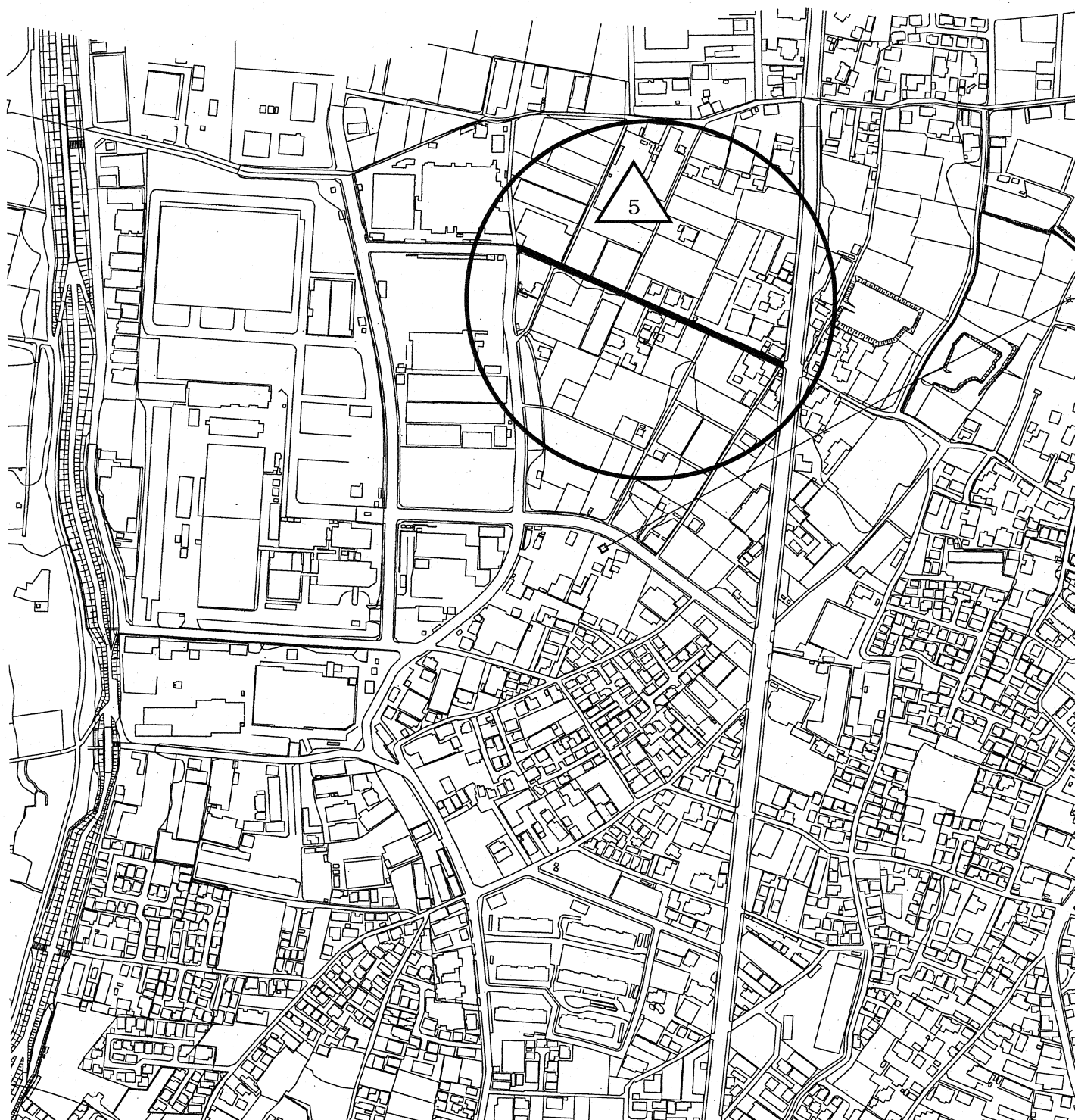
茅ヶ崎市長 佐藤 光

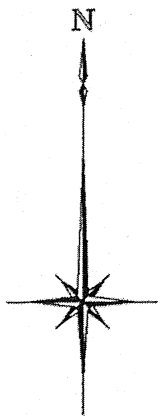
整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5522号線	萩園字上ノ前 740番3地先	萩園字埋田 911番3地先	m 237.88	m 3.64

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図





議案第115号の5資料

略 図

整理番号 **5** 5522号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

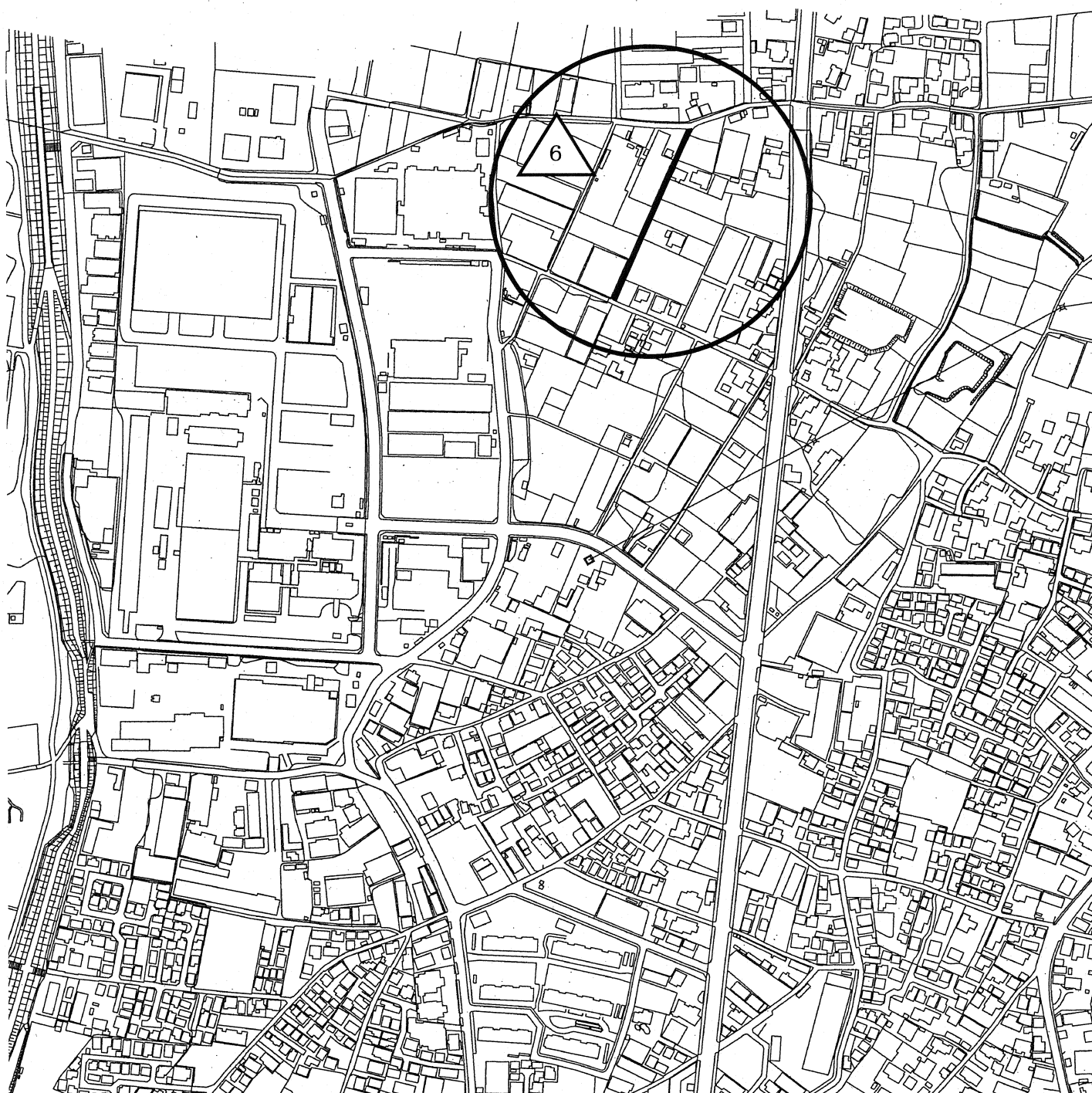
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

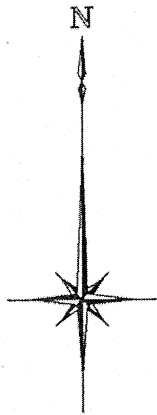
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5 5 2 3 号線	萩 園 字 上 ノ 前 7 5 6 番 1 地 先	萩 園 字 上 ノ 前 7 2 8 番 地 先	m 155.58	m 1.82

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する。

案 内 図





略 図

整理番号 **△6** 5523号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

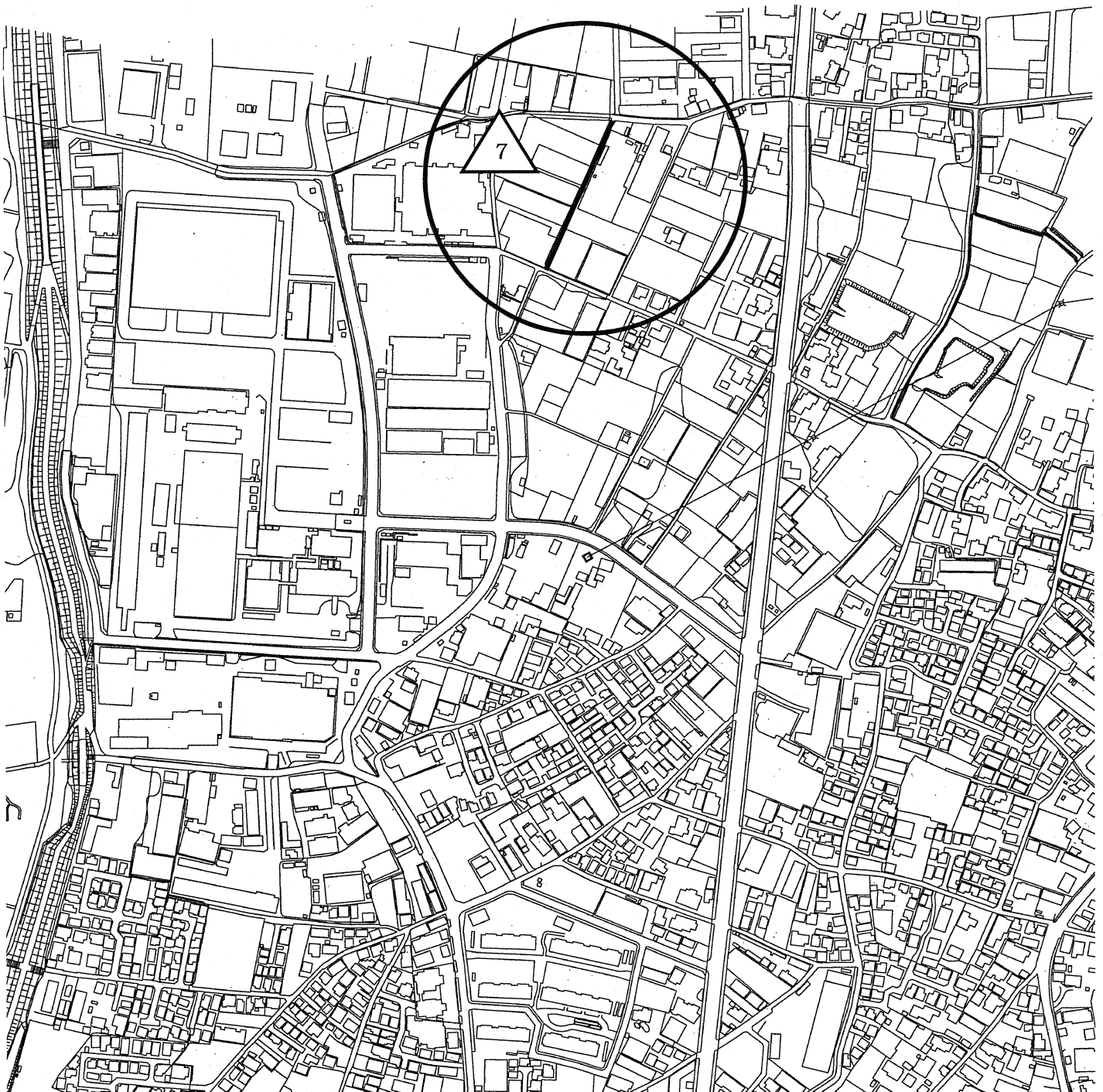
茅ヶ崎市長 佐藤 光

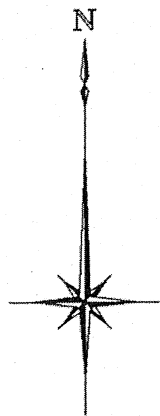
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5524号線	萩園字上ノ前 755番地先	萩園字埋田 933番地先	m 133.71	m 1.82

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図





略 図

整理番号  5524号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

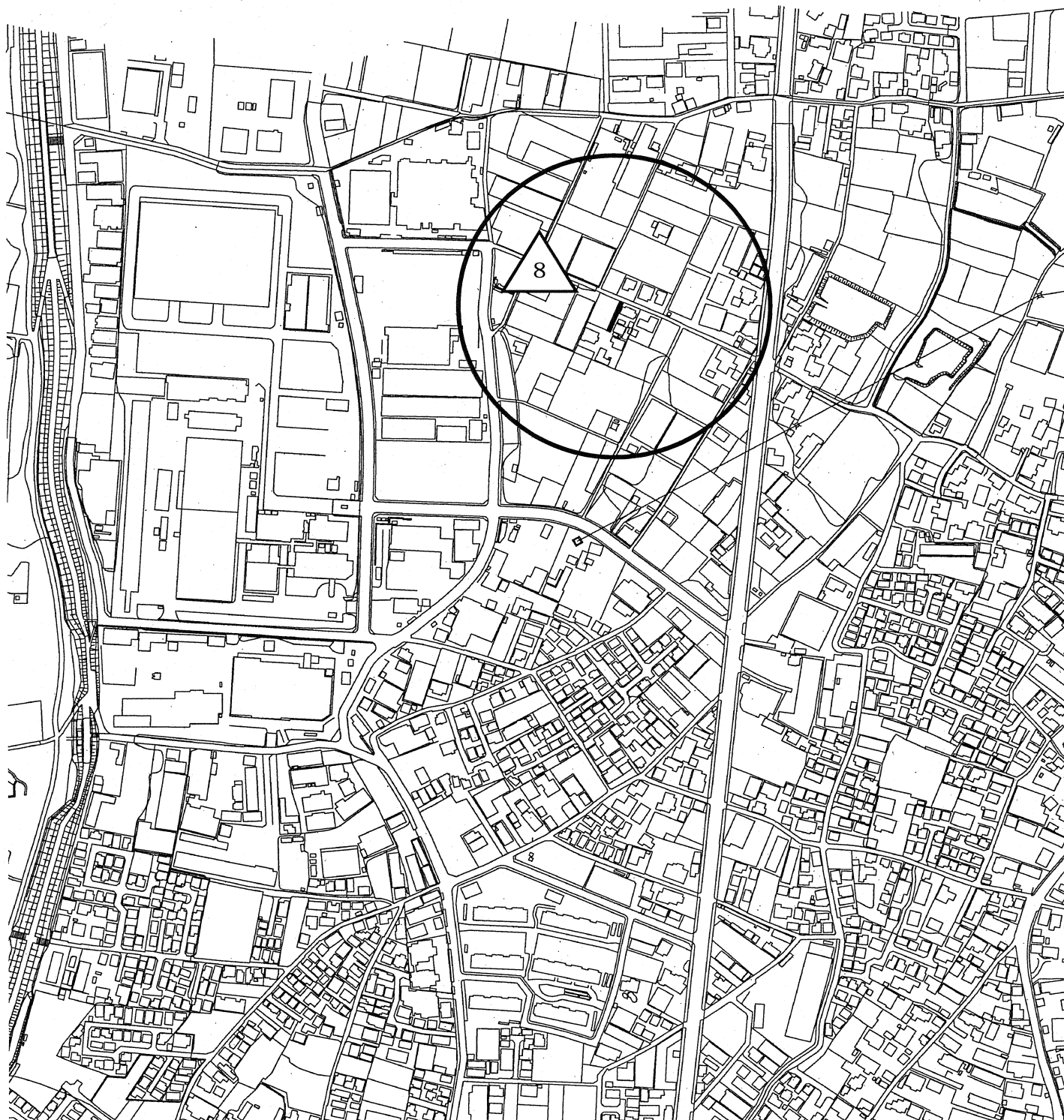
茅ヶ崎市長 佐藤 光

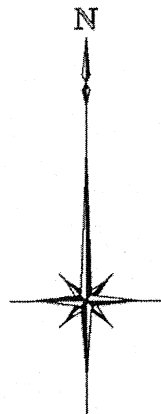
整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5673号線	萩園字上ノ前 763番1地先	萩園字上ノ前 762番4地先	m 34.82	m 4.20

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図





略 図

整理番号 **△8** 5673号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年9月1日提出

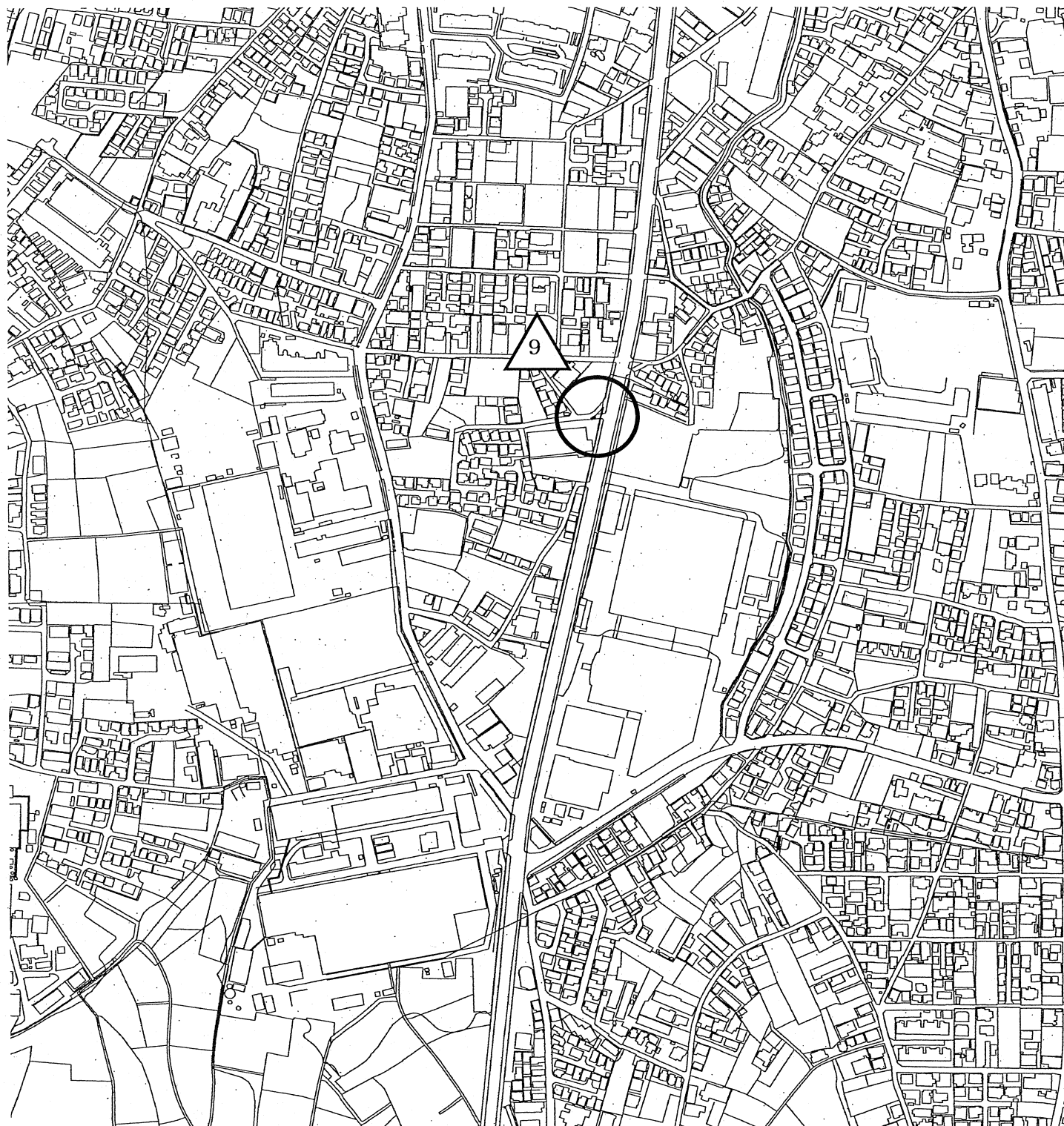
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5542号線	萩園字古川 2598番2地先	萩園字台河原 2597番1地先	m 2.05	m 1.82

提案理由

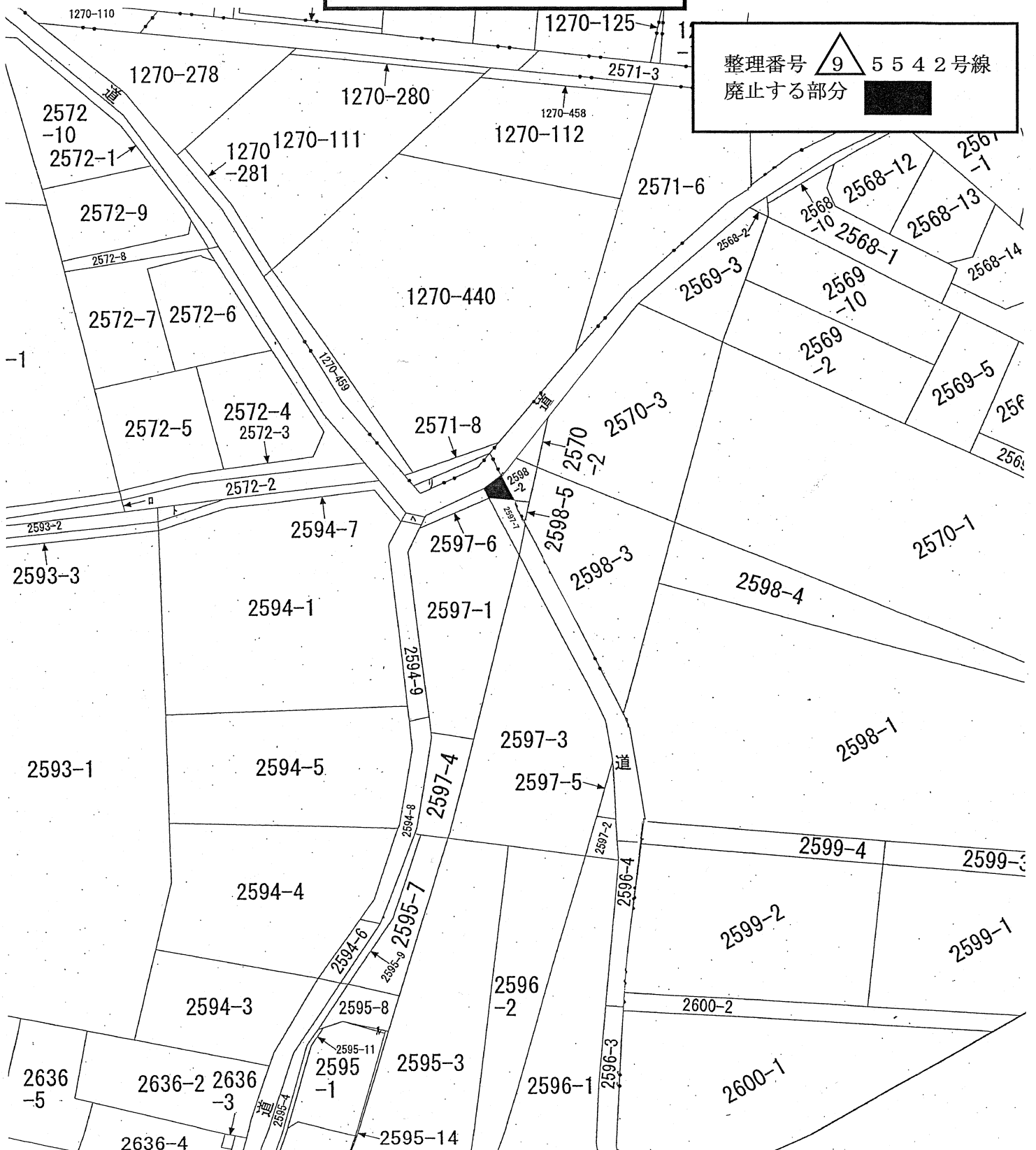
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号  9 5 5 4 2 号線
廃止する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

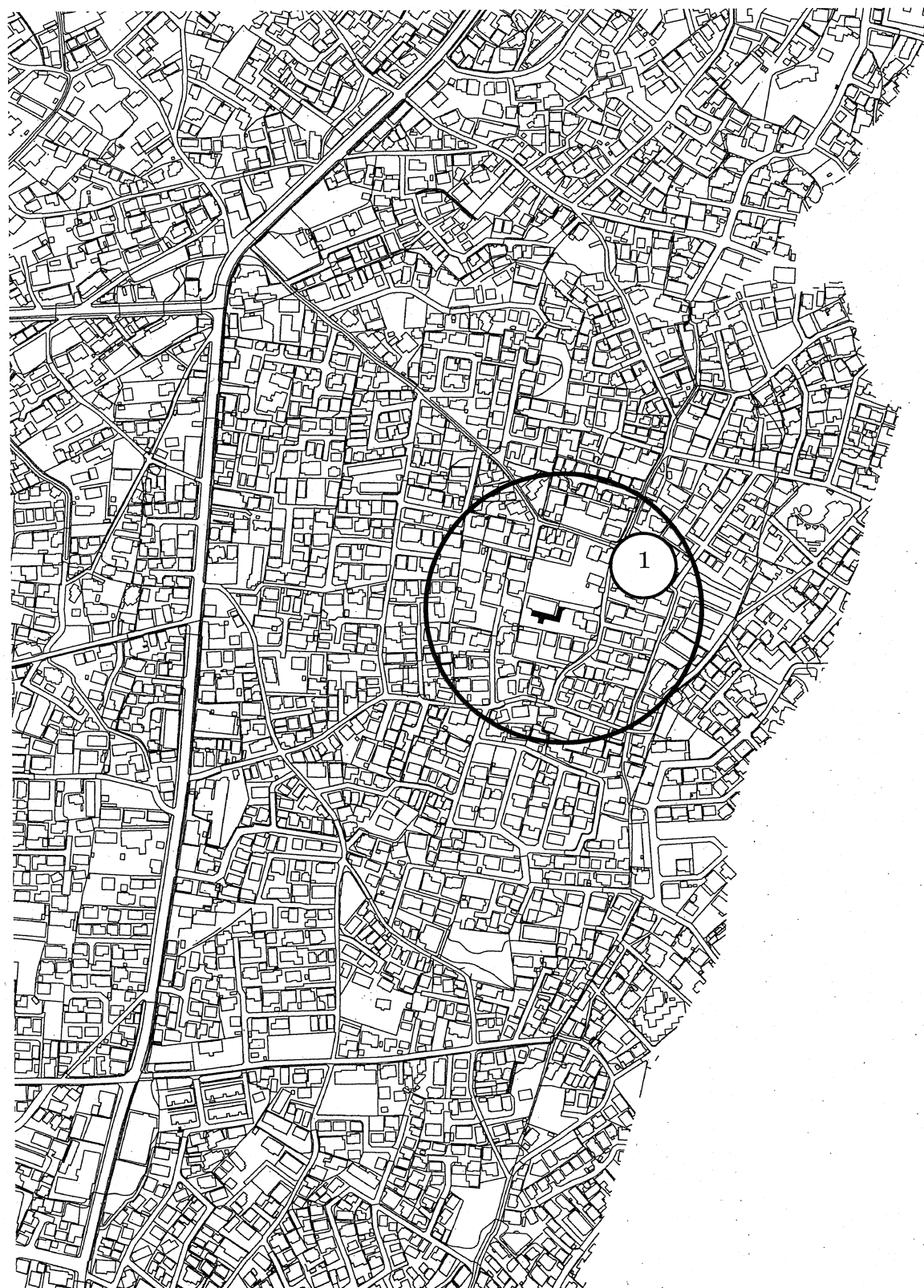
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1946 号線	浜 竹 四 丁 目 4 1 8 6 番 7 地 先	浜 竹 四 丁 目 4 1 8 6 番 6 0 地 先	m 39.95	m 4.20

提案理由

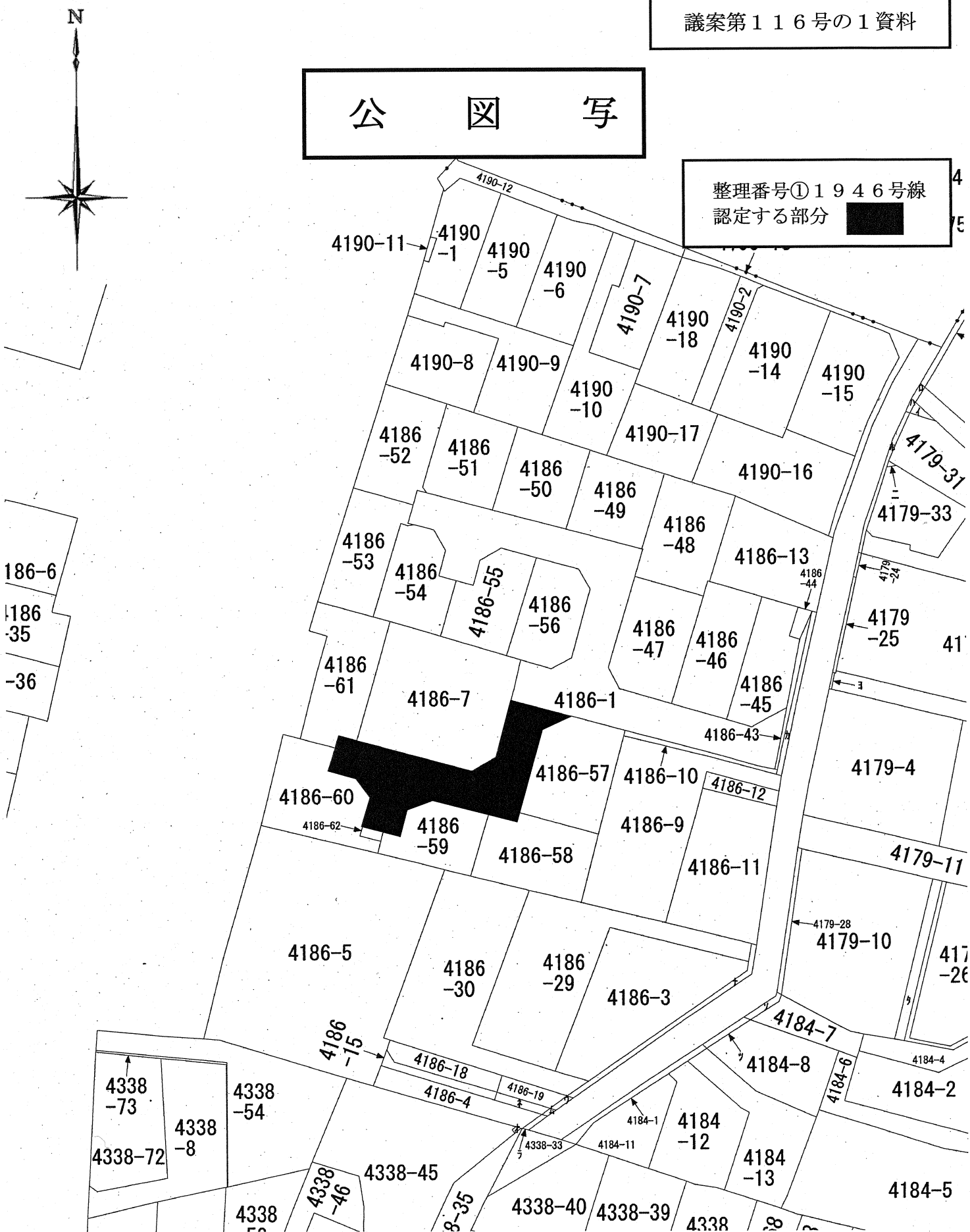
本案は、住友林業株式会社が造成し、令和 2 年 4 月 10 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号① 1946号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

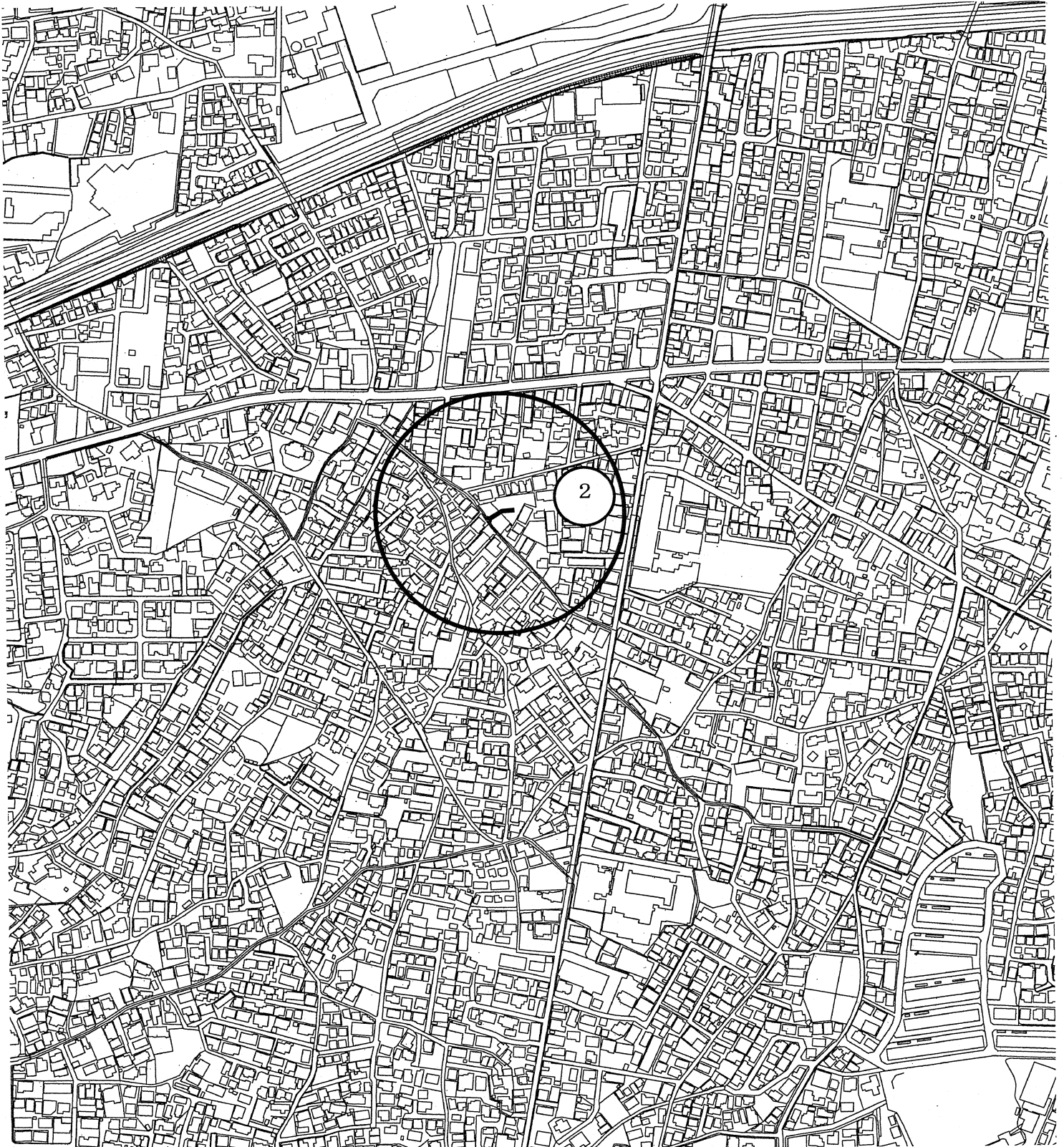
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1 9 4 7 号 線	若 松 町 6 8 2 7 番 6 地 先	若 松 町 6 8 2 5 番 1 9 地 先	m 23.70	m 4.21

提案理由

本案は、有限会社イーグルハウスが造成し、令和 2 年 5 月 2 8 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

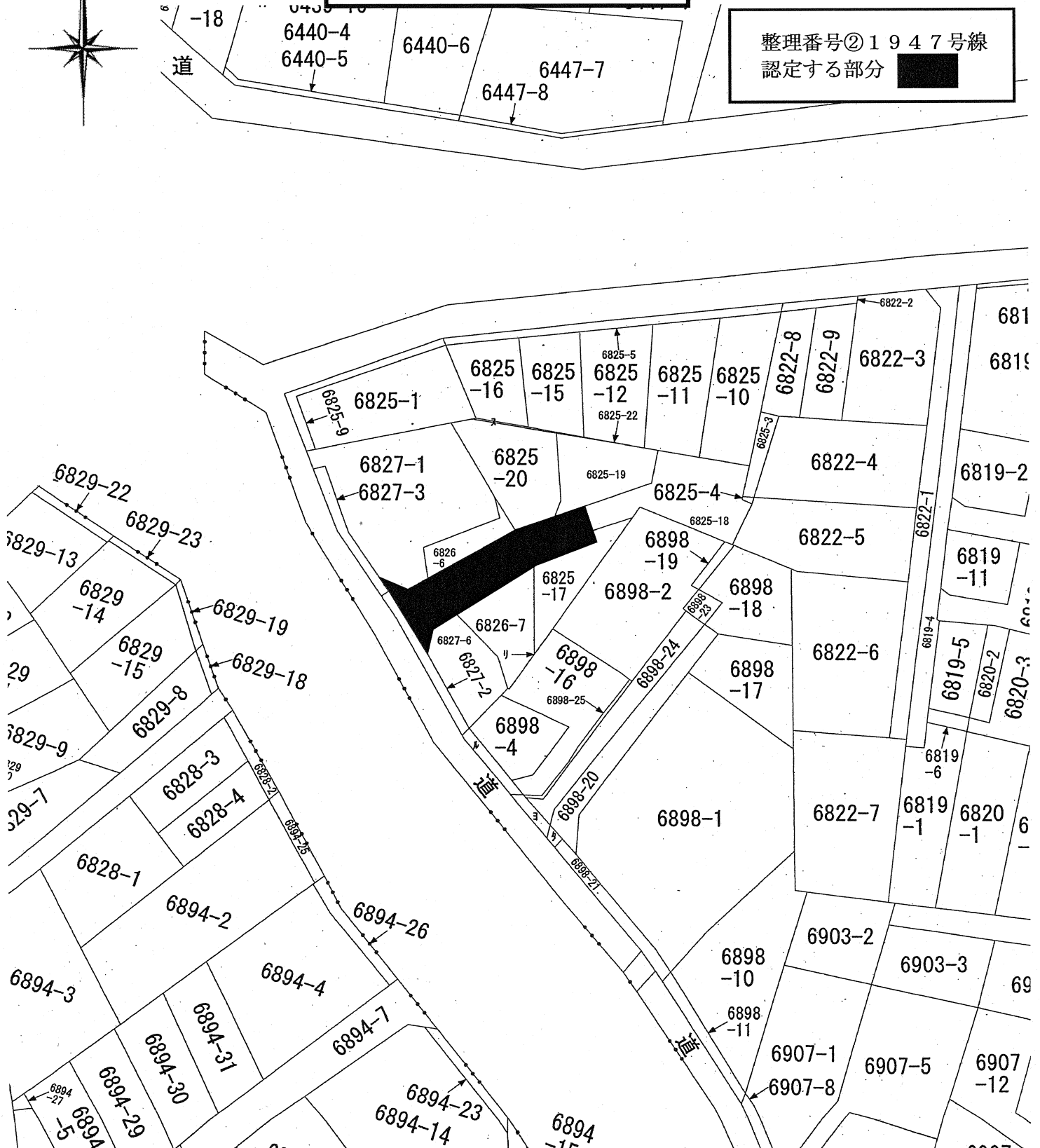
案 内 図



議案第 116 号の 2 資料

寫 函 公

整理番号②1947号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

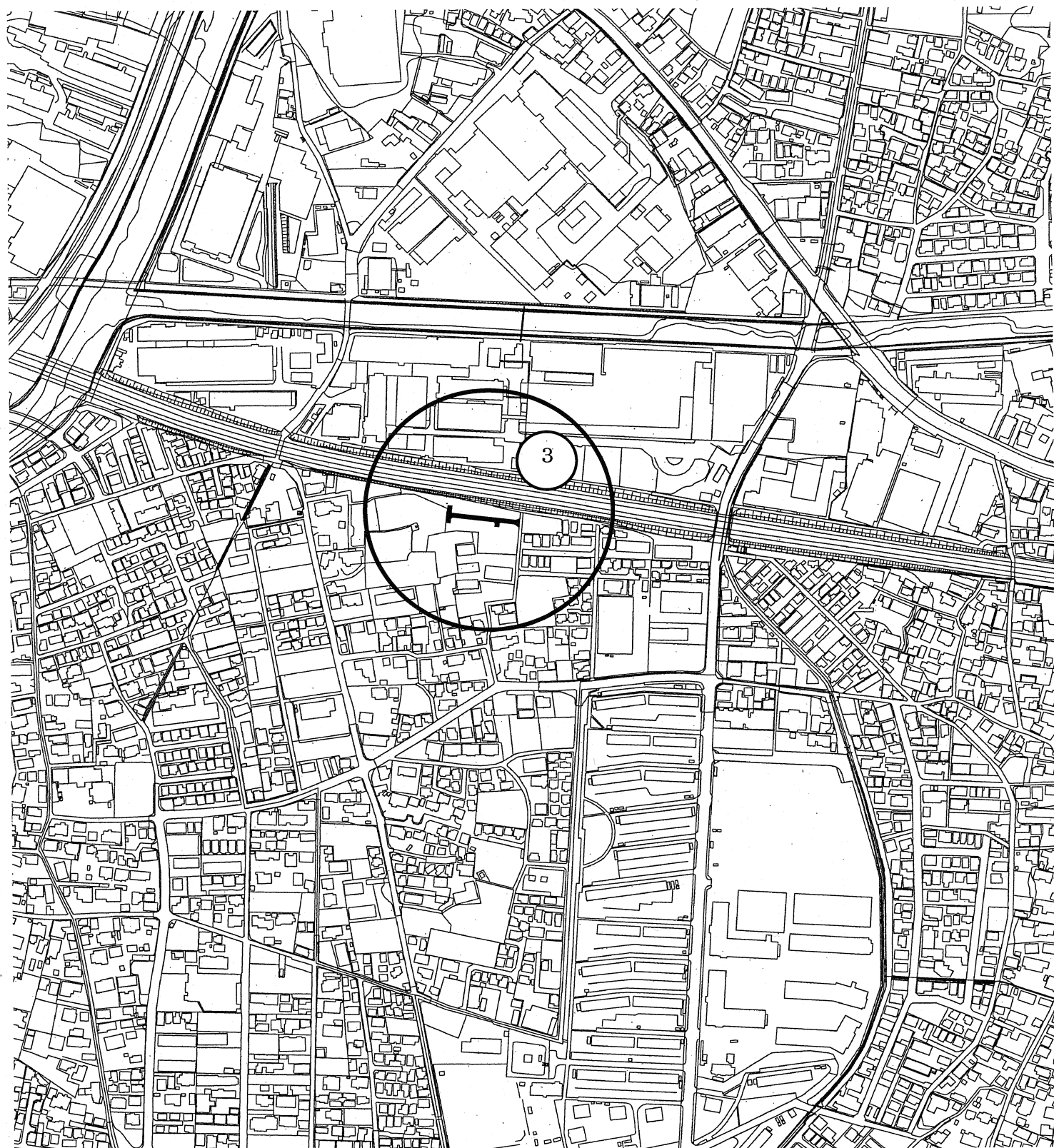
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

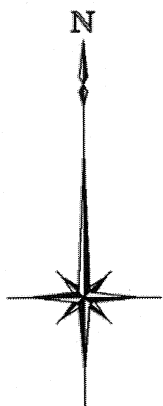
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	2 7 0 9 号 線	松 尾 字 台 3 4 8 番 8 地 先	松 尾 字 台 3 4 8 番 1 地 先	m 79.43	4.50 m ~ 5.00

提案理由

本案は、株式会社飯田産業が造成し、令和元年 7 月 3 1 日及び令和 2 年 5 月 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図

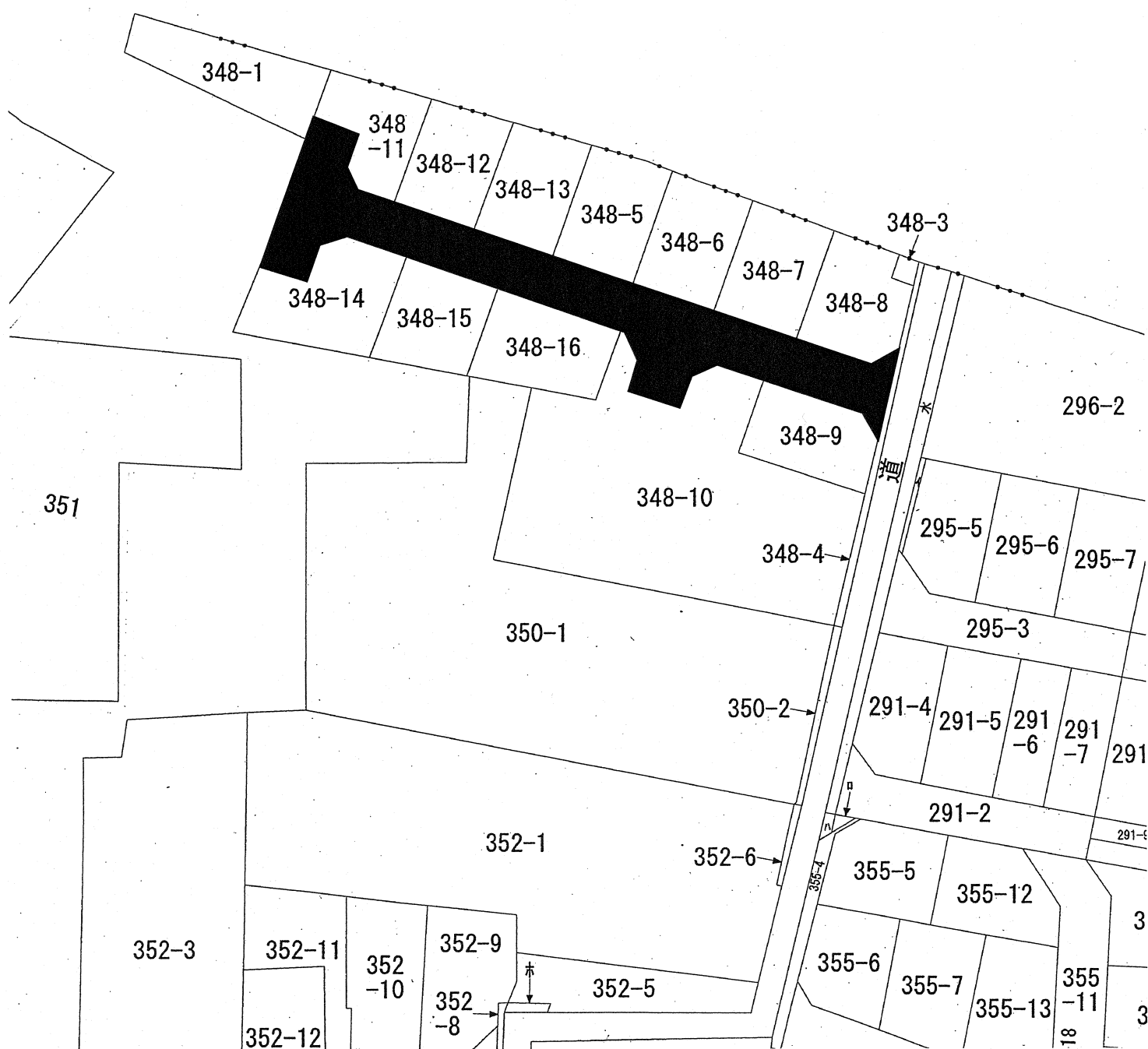




議案第 1 1 6 号の 3 資料

公 図 写

整理番号③ 2 7 0 9 号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

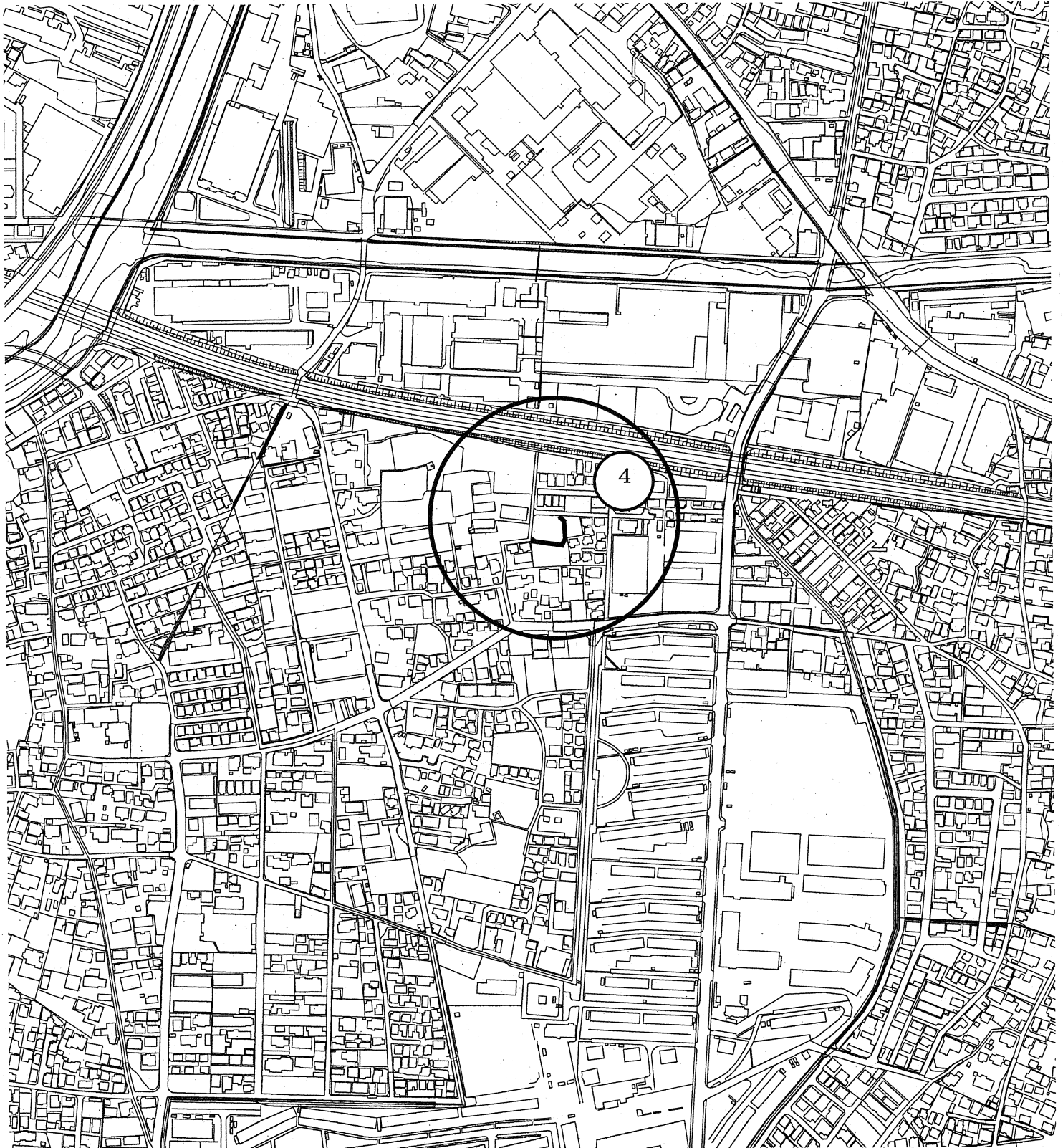
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2 7 1 0 号線	松 尾 字 台 3 5 5 番 8 地 先	松 尾 字 台 3 5 5 番 1 2 地 先	m 52.82	4.50 m ~ 4.80

提案理由

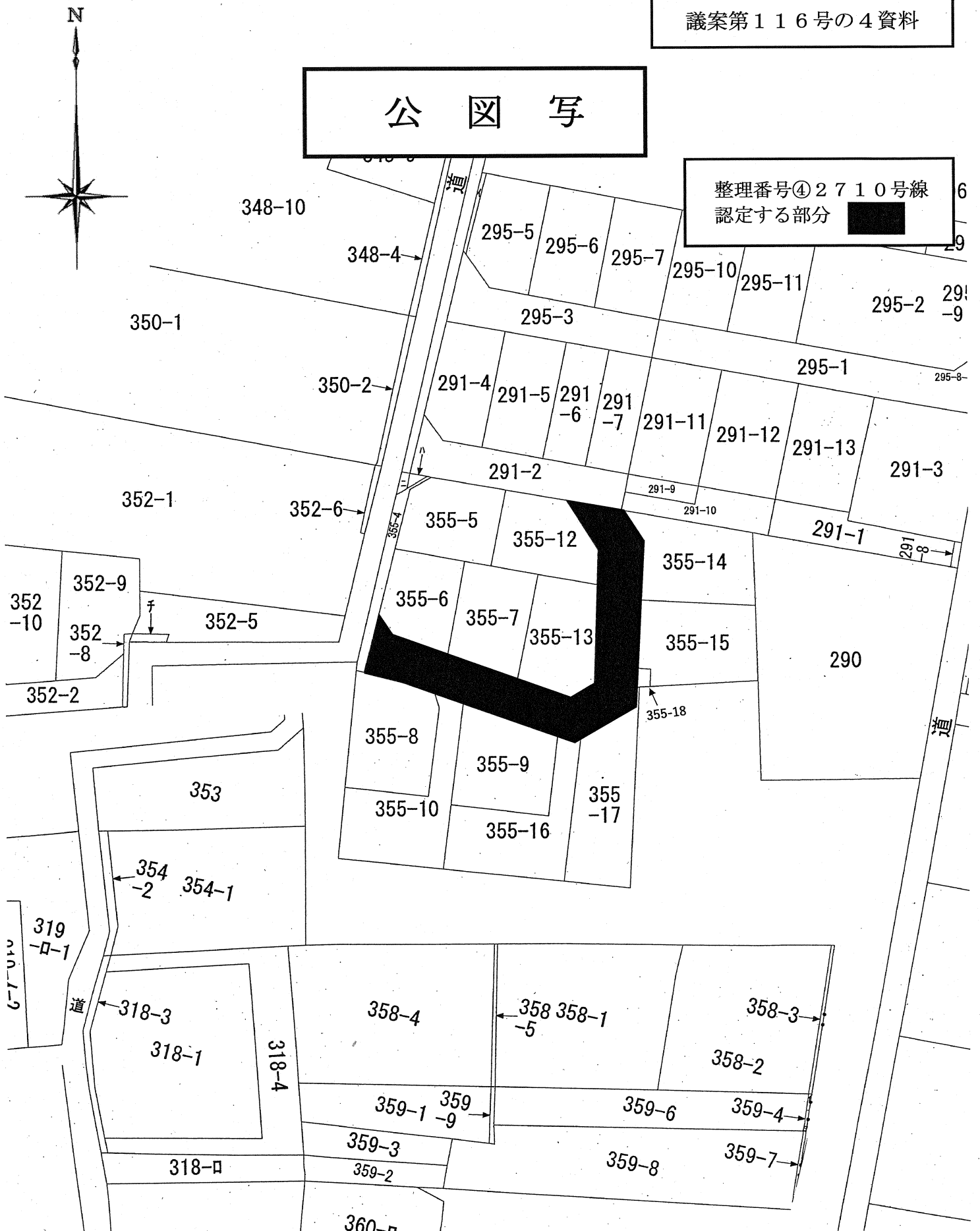
本案は、株式会社飯田産業が造成し、令和元年 7 月 3 1 日及び令和 2 年 5 月 2 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号④2710号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年9月1日提出

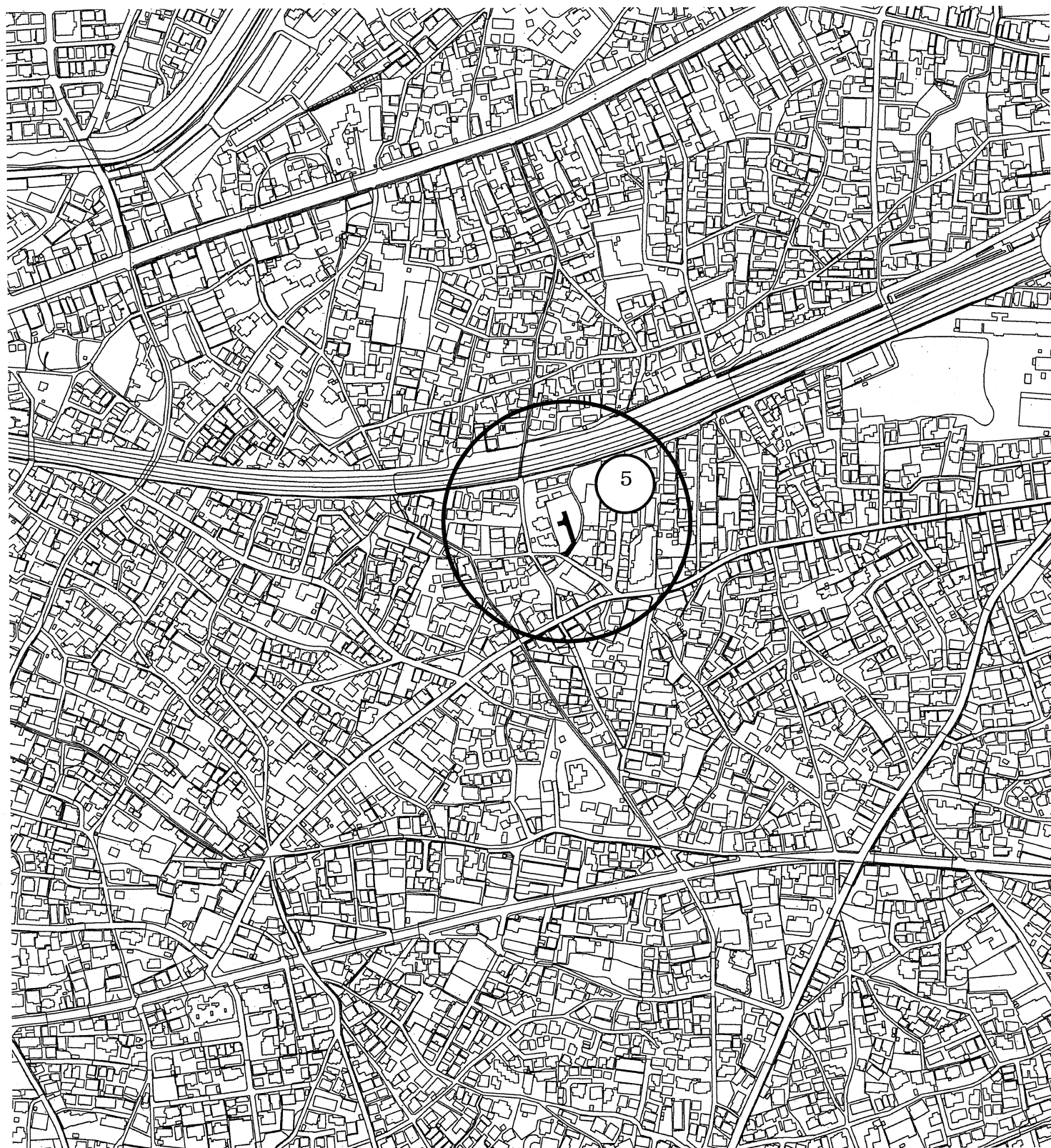
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	2711号線	共 恵 一 丁 目 5037番1地先	共 恵 一 丁 目 5001番12地先	m 46.27	m 4.50

提案理由

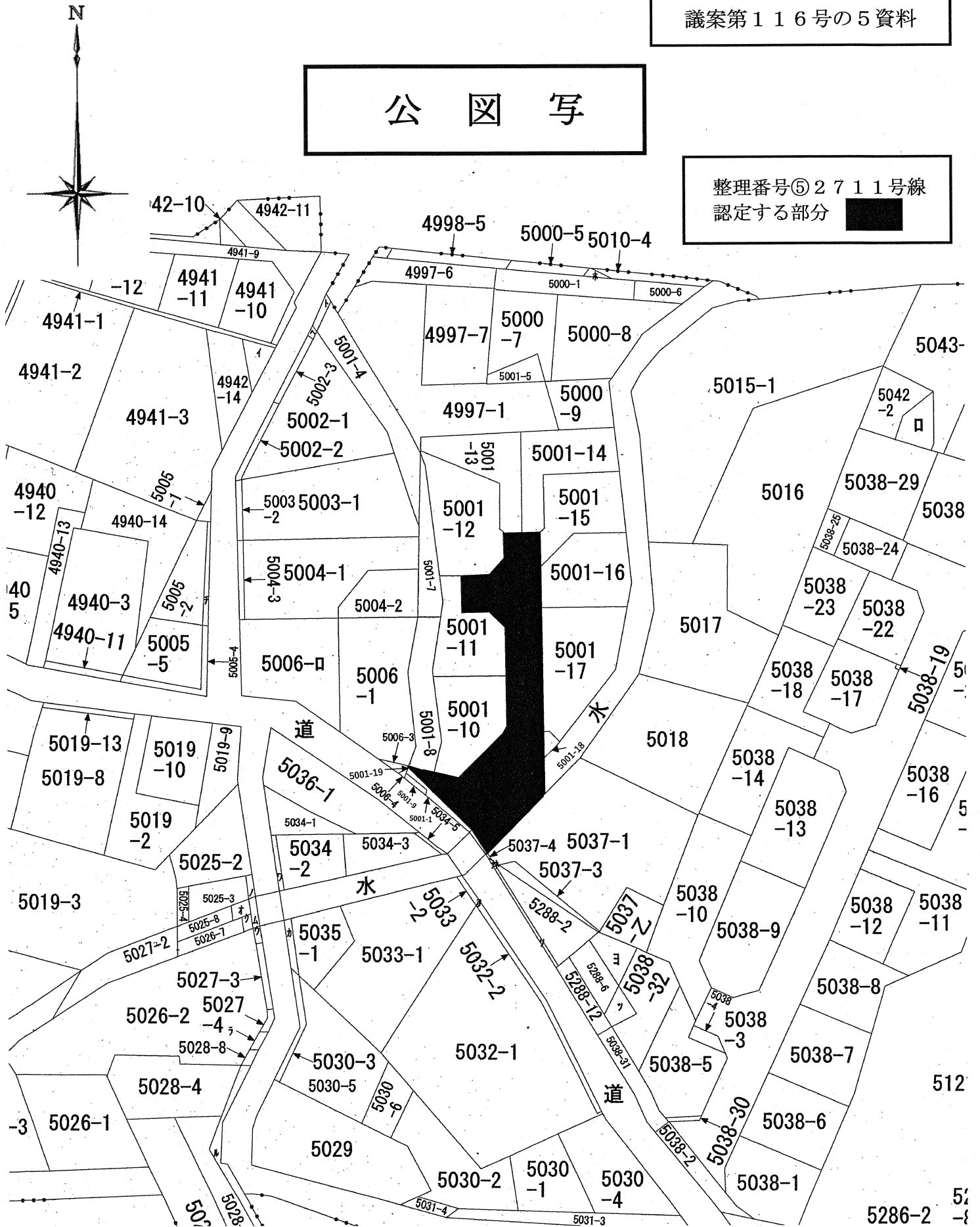
本案は、株式会社大藤不動産が造成し、令和2年5月21日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑤2711号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年9月1日提出

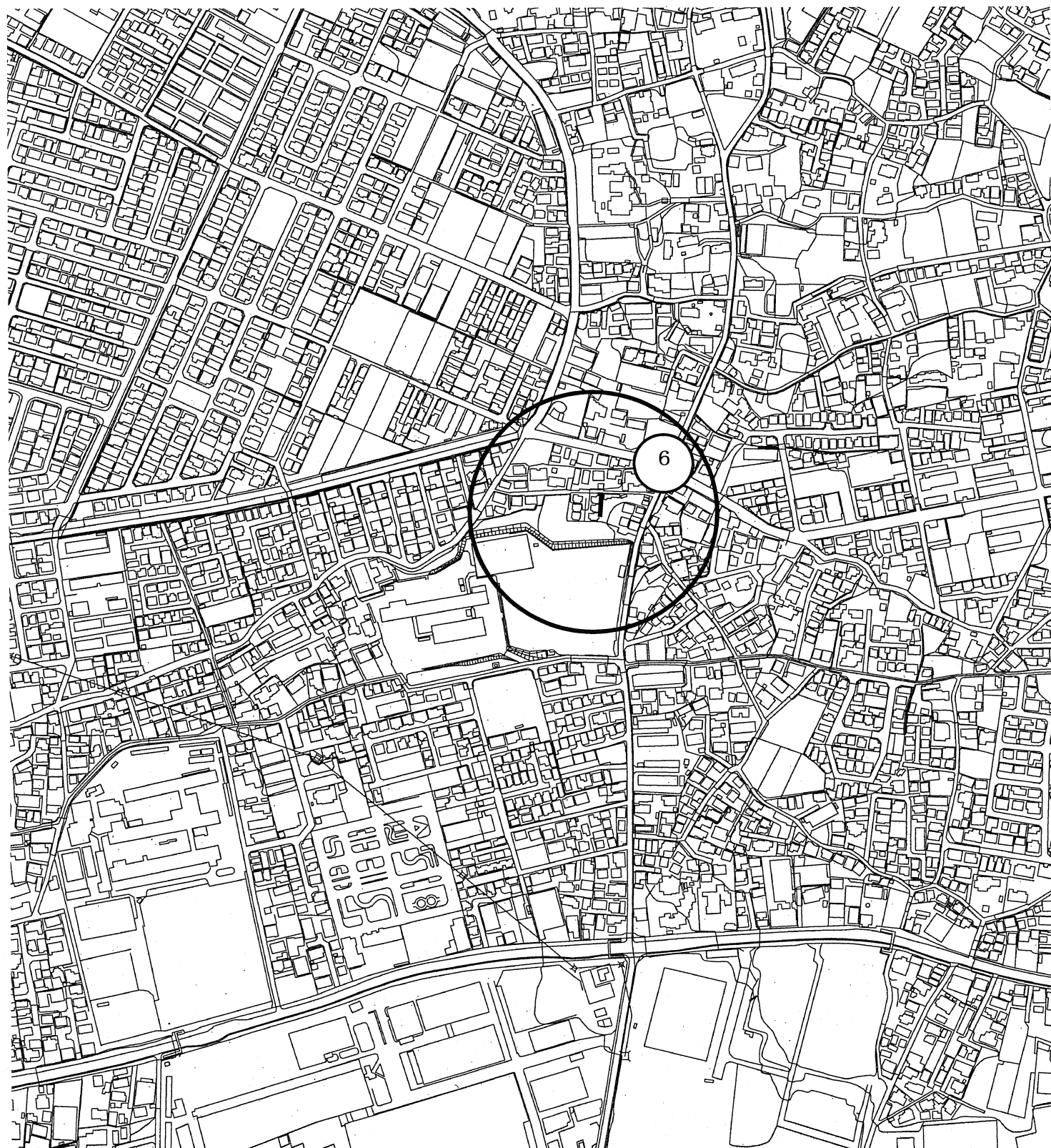
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	3515号線	室 田 三 丁 目 8 6 4 番 2 地 先	室 田 三 丁 目 8 6 4 番 5 地 先	m 18.90	4.51 m ~ 4.52

提案理由

本案は、株式会社齋藤不動産が造成し、令和2年5月16日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑥3515号線
認定する部分 



令和元年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和元年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	粗大ごみ処理施設整備事業	平成30年度	0				
			令和元年度	648,000,000	216,000,000	388,800,000		43,200,000
			計	648,000,000	216,000,000	388,800,000		43,200,000
7 商工費	1 商工費	道の駅整備事業推進	平成30年度	212,599,000	116,241,000	81,500,000		14,858,000
			令和元年度	170,392,000		118,800,000	24,178,000	27,414,000
			計	382,991,000	116,241,000	200,300,000	24,178,000	42,272,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地 方 債	そ の 他			国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
435,780,000	143,791,000	290,800,000		1,189,000	212,220,000	72,209,000	98,000,000		42,011,000
435,780,000	143,791,000	290,800,000		1,189,000	212,220,000	72,209,000	98,000,000		42,011,000
					212,599,000	116,241,000	81,500,000		14,858,000
340,664,500	127,123,604	147,000,000	28,771,600	37,769,296	△ 170,272,500	△ 127,123,604	△ 28,200,000	△ 4,593,600	△ 10,355,296
340,664,500	127,123,604	147,000,000	28,771,600	37,769,296	42,326,500	△ 10,882,604	53,300,000	△ 4,593,600	4,502,704

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費精算報告について

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費の精算について、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和元年度茅ヶ崎市公共下水

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 補助金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	柳 島 ポンプ 場 整 備 事 業 (そ の 3)	平成30年度	86,895,000	43,428,000	43,467,000		
			令和元年度	248,921,000	42,972,000	205,949,000		
			計	335,816,000	86,400,000	249,416,000		

道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
	国 県 補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金		国 県 補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
86,895,000	43,428,000	43,365,000	102,000		0	0	102,000	△ 102,000	
185,649,300	68,775,804	116,873,496	0		63,271,700	△ 25,803,804	89,075,504	0	
272,544,300	112,203,804	160,238,496	102,000		63,271,700	△ 25,803,804	89,177,504	△ 102,000	

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費精算報告について

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費の精算について、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和元年度茅ヶ崎市病院

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 補助金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	市 立 病 院 別 棟 建 設 事 業	平成29年度	283,800,000	2,500,000	197,400,000		83,900,000
			平成30年度	389,000,000		359,200,000		29,800,000
			令和元年度	241,200,000		222,700,000		18,500,000
			計	914,000,000	2,500,000	779,300,000		132,200,000

事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
	国 県 補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金		国 県 補助金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
					283,800,000	2,500,000	197,400,000		83,900,000
495,250,608		457,300,000		37,950,608	△ 106,250,608		△ 98,100,000		△ 8,150,608
416,430,312		322,000,000		94,430,312	△ 175,230,312		△ 99,300,000		△ 75,930,312
911,680,920		779,300,000		132,380,920	2,319,080	2,500,000			△ 180,920

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.7	48.7
(11.41)	(16.41)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	4,262,329千円
病 院 事 業 会 計	—	10,399,786千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和2年7月28日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金13,030円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和2年5月8日午後1時50分頃、藤沢市辻堂6丁目24番33号先において、資産税課職員が運転する軽自動車が行中、T字路から自転車で進行してきた相手方に接触し、損害を与えたため、これに対する治療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和2年7月28日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金77,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和2年5月28日午前10時頃、芹沢4105番地8先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が当該地右折時に、相手方のブロック塀に接触し、ブロック塀上部のメッシュフェンスに損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和2年7月30日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金399,952円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和2年5月19日正午頃、南湖六丁目2番13号先において、倒壊したカーブミラーが駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。